

流域マネジメントの手引き  
参考資料

令和8年3月

内閣官房水循環政策本部事務局



---

## 参考資料 目次

参考-1 水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）	4
参考-2 水循環基本計画（令和6年8月）	11
参考-3 水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に認定された計画	20
参考-4 流域マネジメントの参考資料	47
（流域マネジメント着手の契機）	47
参考-5 状況把握参考資料	48
（情報の整理事例）	48
参考-6 水循環に関する課題設定の参考資料	49
（現在と過去との比較による設定事例）	49
（季節変化に着目した設定事例）	50
参考-7 実施範囲の設定の参考資料	51
（実施範囲の設定の具体事例）	51
参考-8 流域水循環協議会の参画主体と構造の参考資料	52
（特定の地方公共団体が主導的役割を果たす事例）	52
（参画する地方公共団体が平等に役割を担う事例）	52
参考-9 流域マネジメントにおける合意形成の参考資料	53
（主体のグルーピングによる合意形成の事例）	53
（上下流での合意形成の具体的事例）	54
（パブリックコメントによる意見収集と反映事例）	55
参考-10 計画の枠組みの設定の参考資料	57
（計画の枠組みの設定の具体的事例）	57
参考-11 基本方針の設定の参考資料	58
（基本方針の設定の具体的事例）	58
参考-12 計画目標の設定の参考資料	59
（計画目標の設定の具体的事例）	59
参考-13 施策の設定の参考資料	60
（施策の継続的な発展を位置づけた具体的事例）	60
（重点施策を位置づけた具体的事例）	61
（施策実施の優先順位を検討した具体的事例）	62
参考-14 施策目標の設定の参考資料	63
『総合的取組タイプ』の計画策定の概要	63
『水質改善タイプ』の計画策定の概要	64
『効率的な水利用タイプ』の計画策定の概要	66
『湧水の保全タイプ』の計画策定の概要	69
『地下水保全と利用推進タイプ』の計画策定の概要	72

『水インフラの戦略的更新タイプ』の計画策定の概要	75
『地域振興タイプ』の計画策定の概要	78
その他の課題の計画策定の概要	81
<b>参考-15 計画の実施の参考資料</b>	<b>86</b>
（活動支援の具体的事例）	86
（モニタリングの実施の具体的事例）	87
<b>参考-16 評価と見直しの参考資料</b>	<b>88</b>
（定量的な検証の具体的事例）	88
（定性的な目標の検証の具体的事例）	89
（施策見直しの具体的事例）	90
（水循環の健全性・流域マネジメントの取組の効果等を「見える化」する手引き（R6.1版））	91
<b>参考-17 地方公共団体による法定外目的税の参考資料</b>	<b>105</b>
（地方公共団体による法定外目的税の具体的事例）	105
<b>参考-18 条例等による協力金の参考資料</b>	<b>108</b>
（地下水利用料金に関する制度の具体事例）	108
<b>参考-19 寄付・会費の参考資料</b>	<b>112</b>
（公益団体や民間団体による助成事業の検索サイト）	112
（流域マネジメント等に関する基金事例）	125
（流域マネジメントに関する寄付事例）	137
<b>参考-20 ふるさと納税の参考資料</b>	<b>147</b>
（ふるさと納税の具体事例）	147
<b>参考-21 クラウドファンディングの参考資料</b>	<b>148</b>
（クラウドファンディングの具体事例）	148
<b>参考-22 ネーミングライツの参考資料</b>	<b>149</b>
（ネーミングライツの具体的事例）	149
<b>参考-23 地域特産品の販売の参考資料</b>	<b>150</b>
（水を活用した地域特産品の販売の事例）	150
（地方公共団体の水の販売事例）	154
（水を活用した地域特産品の販売事例）	160
<b>参考-24 水循環に関する企業の取組の参考資料</b>	<b>169</b>
（社会貢献型の連携事例）	169
（制度型の連携事例）	171
（事業型の連携事例）	172
<b>参考-25 普及啓発の活動の参考資料</b>	<b>174</b>
（情報発信型の事例）	174
（教育型の事例）	176
（モニター型の連携事例）	178

---

<b>参考-26 広告・宣伝の活動の参考資料</b> .....	180
(キャラクターによる広告宣伝の事例) .....	180
(ブランド化による知名度アップの活動事例) .....	181
<b>参考-27 流域マネジメントの支援の参考資料</b> .....	182
(水循環アドバイザー制度) .....	182
<b>参考-28 流域水循環計画の策定・深化に係る参考資料</b> .....	183
流域水循環計画の策定・深化に係る分野の設定について .....	183
流域総合水管理に関する取組事例 .....	184
地下水に関する取組事例 .....	192
水を活用した地域振興・地域ブランド化に関する取組事例 .....	196

---

## 参考-1 水循環基本法（平成二十六年法律第十六号）

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第十二条）

#### 第二章 水循環基本計画（第十三条）

#### 第三章 基本的施策（第十四条—第二十一条）

#### 第四章 水循環政策本部（第二十二条—第三十一条）

#### 附則

水は生命の源であり、絶えず地球上を循環し、大気、土壌等の他の環境の自然的構成要素と相互に作用しながら、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与えてきた。また、水は循環する過程において、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきた。

特に、我が国は、国土の多くが森林で覆われていること等により水循環の恩恵を大いに享受し、長い歴史を経て、豊かな社会と独自の文化を作り上げることができた。

しかるに、近年、都市部への人口の集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等の様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等様々な問題が顕著となってきた。

このような現状に鑑み、水が人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、健全な水循環を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進していくことが不可欠である。

ここに、水循環に関する施策について、その基本理念を明らかにするとともに、これを総合的かつ一体的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、水循環に関する施策について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに水循環に関する基本的な計画の策定その他水循環に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、水循環政策本部を設置することにより、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

#### （定義）

---

第二条 この法律において「水循環」とは、水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に  
至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいう。

2 この法律において「健全な水循環」とは、人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に  
保たれた状態での水循環をいう。

(基本理念)

第三条 水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に  
重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に  
推進されなければならない。

2 水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、そ  
の適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが  
確保されなければならない。

3 水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、健全な水循環が維  
持されるよう配慮されなければならない。

4 水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものである  
ことに鑑み、流域に係る水循環について、流域として総合的かつ一体的に管理されなければな  
らない。

5 健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推  
進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水循環に関する施策  
（地下水の適正な保全及び利用に関する施策を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実  
施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、水循環に関する施策に関し、国及び他の地方公  
共団体との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及  
び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動に際しては、水を適正に利用し、健全な水循環への配慮に努め  
るとともに、国又は地方公共団体が実施する水循環に関する施策に協力する責務を有する。

(国民の責務)

第七条 国民は、水の利用に当たっては、健全な水循環への配慮に努めるとともに、国又は地方  
公共団体が実施する水循環に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

---

第八条 国、地方公共団体、事業者、民間の団体その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第九条 水循環に関する施策は、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならない。

(水の日)

第十条 国民の間に広く健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるようにするため、水の日を設ける。

2 水の日は、八月一日とする。

3 国及び地方公共団体は、水の日趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十二条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた水循環に関する施策に関する報告を提出しなければならない。

## 第二章 水循環基本計画

第十三条 政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環に関する基本的な計画（以下「水循環基本計画」という。）を定めなければならない。

2 水循環基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 水循環に関する施策についての基本的な方針

二 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、水循環基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、水循環基本計画を公表しなければならない。

5 政府は、水循環に関する情勢の変化を勘案し、及び水循環に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、水循環基本計画の変更について準用する。

---

7 政府は、水循環基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第三章 基本的施策

(貯留・涵養機能の維持及び向上)

第十四条 国及び地方公共団体は、流域における水の貯留・涵かん養機能の維持及び向上を図るため、雨水浸透能力又は水源涵養能力を有する森林、河川、農地、都市施設等の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

(水の適正かつ有効な利用の促進等)

第十五条 国及び地方公共団体は、水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水の利用の合理化その他水を適正かつ有効に利用するための取組を促進するとともに、水量の増減、水質の悪化等水循環に対する影響を及ぼす水の利用等に対する規制その他の措置を適切に講ずるものとする。

(流域連携の推進等)

第十六条 国及び地方公共団体は、流域の総合的かつ一体的な管理を行うため、必要な体制の整備を図ること等により、連携及び協力の推進に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、流域の管理に関する施策に地域の住民の意見が反映されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(地下水の適正な保全及び利用)

第十六条の二 国及び地方公共団体は、前三条に定めるもののほか、地下水の適正な保全及び利用を図るため、地域の実情に応じ、地下水に関する観測又は調査による情報の収集並びに当該情報の整理、分析、公表及び保存、地下水の適正な保全及び利用に関する協議を行う組織の設置又はこれに類する業務を行う既存の組織の活用、地下水の採取の制限その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(健全な水循環に関する教育の推進等)

第十七条 国は、国民が健全な水循環の重要性についての理解と関心を深めるよう、健全な水循環に関し、学校教育及び社会教育における教育の推進、普及啓発等のために必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第十八条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う、健全な水循環の維持又は回復に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(水循環施策の策定に必要な調査の実施)

---

第十九条 国は、水循環に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、水循環に関する調査の実施及び調査に必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(科学技術の振興)

第二十条 国は、健全な水循環の維持又は回復に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十一条 国は、健全な水循環の維持又は回復が地球環境の保全上重要な課題であることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復に関する国際的な連携の確保及び水の適正かつ有効な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

#### 第四章 水循環政策本部

(設置)

第二十二条 水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、水循環政策本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水循環基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 関係行政機関が水循環基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第二十四条 本部は、水循環政策本部長、水循環政策副本部長及び水循環政策本部員をもって組織する。

(水循環政策本部長)

第二十五条 本部の長は、水循環政策本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(水循環政策副本部長)

第二十六条 本部に、水循環政策副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官及び水循環政策担当大臣(内閣総理大臣の命を受けて、水循環に関する施策の集中的かつ総合的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。)をもって充てる。

---

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(水循環政策本部員)

第二十七条 本部に、水循環政策本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国务大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第二十八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第二十九条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成二七年九月一日法律第六六号） 抄

(施行期日)

---

---

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （令和三年五月一九日法律第三六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 （令和三年六月一六日法律第七三号）

この法律は、公布の日から施行する。

## 参考-2 水循環基本計画（令和6年8月）

### 目次（次節での抜粋部分を下線・ハイライトで表示）

#### 総論

- 1 水循環と我々の関わり
- 2 本計画の位置付けと対象期間
- 3 水循環の目指すべき姿
- 4 水循環をめぐる現状と課題
- 5 本計画において重点的に取り組む主な内容
- 6 本計画の構成

#### 第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

##### 1 流域における総合的かつ一体的な管理

（流域連携の推進等）

（地下水の適正な保全及び利用）

##### 2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進

（貯留・涵養機能の維持及び向上）

（健全な水循環に関する教育の推進等）

（水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施と科学技術の振興）

（水循環に関わる人材の育成）

（民間団体等の自発的な活動を促進するための措置）

##### 3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保

（安全で良質な水の確保）

（水インフラの戦略的な維持管理・更新等）

（水の効率的な利用と有効利用）

（地球温暖化への対応）

（危機的な渇水への対応）

（災害への対応）

##### 4 水の利用における健全な水循環の維持

（水環境）

（水循環と生態系）

（水辺空間の保全、再生及び創出）

（水文化の継承、再生及び創出）

##### 5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進

（国際的な連携の確保及び国際協力の推進）

#### 第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

##### 1 流域連携の推進等 -流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み

（1）流域の範囲

（2）流域の総合的かつ一体的な管理の考え方

（3）流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定

（4）流域水循環計画の内容

（5）流域水循環計画の策定プロセスと評価

**(6) 流域水循環計画策定・推進のための措置**

**2 地下水の適正な保全及び利用**

- (1) 地下水に関する情報の収集、整理、分析、公表及び保存
- (2) 地下水の適正な保全及び利用に関する協議会等の活用
- (3) 地下水の採取の制限その他の必要な措置
- (4) 代替水源としての地下水の活用

**3 貯留・涵養機能の維持及び向上**

- (1) 森林
- (2) 河川等
- (3) 農地
- (4) 都市

**4 水の適正かつ有効な利用の促進等**

- (1) 安定した水供給・排水の確保等
  - ア 安全で良質な水の確保
  - イ 危機的な渇水への対応
  - ウ 危機的な渇水への対応
- (2) 災害への対応
  - ア 災害から人命・財産を守るための取組
  - イ 大規模災害時や大規模停電時における水供給・排水システムの機能の確保等
- (3) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等
- (4) 水の効率的な利用と有効利用
  - ア 水利用の合理化
  - イ <sup>あまみず</sup>雨水及び再生水の利用促進
  - ウ 節水
- (5) 水環境
- (6) 水循環と生態系
- (7) 水辺空間の保全、再生及び創出
- (8) 水文化の継承、再生及び創出
- (9) 地球温暖化への対応
  - ア 水力エネルギー等の活用及び省エネルギー化による温室効果ガスの排出削減対策
  - イ 森林整備・保全による温室効果ガスの吸収源対策
  - ウ 治水対策等による気候変動への適応策

**5 健全な水循環に関する教育・人材育成の推進等**

- (1) 水循環に関する教育の推進
- (2) 産学官民が連携した人材育成と国際人的交流

**6 水循環に関する普及啓発活動の推進**

**7 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置**

**8 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施**

- (1) 流域における水循環の現状に関する調査
- (2) 気候変動による水循環への影響とそれに対する適応に関する調査

**9 科学技術の振興**

**10 国際的な連携の確保及び国際協力の推進**

- (1) 国際連携
- (2) 国際協力

---

(3) 水ビジネスの海外展開

第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 水循環に関する施策の効果的な実施
- 2 関係者の責務及び相互の連携・協力
- 3 政府が講じた水循環に関する施策の公表

## 水循環基本計画の抜粋

○水循環基本計画より、第1部1及び第2部1を抜粋し、掲載します。

### 第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

水循環に関する施策は、それぞれ個別の目的や目標を持ちつつも、取組の内容や関係者が密接に関連することが多い。このため、施策を推進する関係者は、水循環に関する様々な分野の情報や課題に対する共通認識を持って流域や地域ごとの特性を踏まえた将来像を相互に共有し、より一層連携して施策に取り組むことが必要である。

そして、水が人類共通の財産であることを再認識し、水が健全に循環し、そのもたらす恩恵を将来にわたり享受できるようにすることが不可欠であるとの考え方の下、水循環政策本部は、水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、本計画の実施の推進及び関係行政機関が本計画に基づき実施する施策の総合調整を行う。また、各府省庁は、施策の展開に当たり、健全な水循環の維持又は回復のため、各分野を横断する施策について、効率的かつ効果的な実施が図られるよう連携を図る。

また、本計画に掲げる施策を推進する過程で、制度の見直し等が必要となった場合は、速やかに検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

さらに、世界に先駆けた水循環に関する施策について、積極的かつ戦略的に情報発信に取り組む。

以下、水循環に関する施策について、その基本的な方針を示す。

#### 1 流域における総合的かつ一体的な管理

##### (流域連携の推進等)

流域における地形や気象状況等の自然条件により、その地域の適正な水量と水質の確保、水源の保全と涵養、地下水の保全と利用、生態系の保全、災害対策、災害時や渇水時等の危機管理など、水循環に関する課題は様々である。また、都市部と農村部では、人口、産業構造、経済社会、自然環境の状況など地域の特性・特徴が異なるため、地域の実情に応じた水循環の在り方が求められる。そのような中、各流域において、人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態である健全な水循環を維持又は回復するためには、流域の総合的かつ一体的な管理が重要となる。さらに、こうした取組は、人の生活に潤いを与え、持続可能な産業や社会の健全な発展にも貢献する重要な取組である。流域の総合的かつ一体的な管理は、一つの管理者が存在して、流域全体を管理するというものではなく、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域、地下水盆等において、人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を適正で良好な状態に保持又は改善するために、流域において関係する行政などの公的機関、有識者、事業者、団体、住民等の様々な主体がそれぞれ連携して活動すべきものであり、これを流域マネジメントという。この流域マネジメントの取組により、流域における一体感の創出、流域に応じた課題への解決策の効率的な実施、流域のブランド力の向上による地域の活性化など、様々な効果を生み出すことが期待される。流域マネジメントは、水災害から国民の生命・財産を守り、人の営みにおける水の恵沢を享受するためにも重要であり、また、地表水と地下水が一体で行われるべきものであることに留意する必要がある。流域マネジメントの実施に当たっては、治水のみならず、水利用及び環境の各目的においても、流域全体であらゆる関係者が協働した総合的な取組を行うことが重要となる。これらを進めていくと、流域治水、水利用及び流域環境の保全等で相互に作用する範囲が広がるため、相乗効果が期待できる一方、問題が難化・複雑化することも想定される。そのため、

流域治水に加え、水利用及び流域環境の保全等においても、流域全体であらゆる関係者が協働した取組を行うとともに、流域の特性を踏まえつつ、AIやデジタル技術の積極的な導入・活用などにより、流域治水、水利用及び流域環境の保全等のそれぞれの取組の間の調整や相乗効果の発現を図るなど、流域治水、水利用及び流域環境の保全等に一体的に取り組むことで、「水災害による被害の最小化」、「水の恵みの最大化」、「水でつながる豊かな環境の最大化」を目指すこととし、これらの考え方を「流域総合水管理」として全国に展開する。この流域総合水管理の考え方を踏まえて流域マネジメントを推進し、健全な水循環の維持又は回復を図ることとする。



図「流域総合水管理」の考え方（イメージ）

このため、地方公共団体、国等は、地域の実情に応じて、地方公共団体、国の地方支分部局、有識者、利害関係者（上流の森林から下流の沿岸域までの流域において利水、水の涵養、水環境に関わる事業者、団体、住民等）等から構成される流域水循環協議会の設置を推進するよう努めるものとする。また、流域マネジメントの取組を全国的に展開するためには、広範にわたる水循環の状況、課題及び施策、全国各地の取組から得られる経験・知見を共有することが重要であることから、国は、水循環に関連する様々な情報を収集・共有できる環境整備の取組を推進する。流域水循環協議会は、流域水循環計画を策定し、健全な水循環の維持又は回復のための施策を柔軟かつ段階的に推進するよう努めるものとする。具体的には各主体の連携・協力の下、水循環に関する施策を地域が主体となって推進していくため、既存の取組や流域総合水管理の考え方を踏まえつつ、流域の関係者間で地域の水循環の課題と将来像及びこれらの解決や実現に向けた基本的方向や方策を共有し、流域に係る水循環について流域として総合的かつ一体的にマネジメントを行う。この際、人の営みと環境保全に果たす水の機能の状態は、地域によって大きく異なること等から、健全な水循環の維持又は回復に関する目標は、既存の様々な指標や地域の実情を踏まえ、目的に応じて分かりやすく設定することが望ましい。

既に、水に関する関係者による個別の課題に対応した協議会等が設置されている地域があるが、これら既存の協議会等と流域水循環協議会との関係については、第2部の1（2）で記述する。

#### （地下水の適正な保全及び利用）

地下水そのものや地下水が地表に現れる湧水は、飲用、浴用等の生活用水、工業用水、農業用水等の水資源として、また、積雪地域の消雪や地下水熱等のエネルギー源として多様な用途に利用されており、さらに、生物多様性の保全の場、安らぎの場、環境学習の場、観光

資源等としての役割も果たしている。また、地下水や湧水は、災害時等に水道施設等が破損した場合には、代替水源として有効活用も期待できる。近年、災害が激甚化・頻発化しており、災害時における水源の確保は、喫緊の課題であるため、大規模災害時における代替水源としての地下水や湧水の更なる活用を推進する。一方、一般的に地下水の流動速度は非常に遅いため、地盤沈下、塩水化、地下水汚染などの地下水障害はその回復に極めて長期間を要する。特に地盤沈下は不可逆的な現象であるため、一旦発生すると回復が困難である。持続可能な地下水の保全と利用のためには、地盤沈下、塩水化、地下水汚染などの地下水障害の防止や生態系の保全等を確保しつつ、地域の地下水を守り、有効な水資源等として利用していく必要がある。地下水は、身近な水源として多様な用途に利用され、広く地域の社会や文化と関わっている。一方、地下水の存在する地下構造は、地域性が極めて高く多様性に富んでいること等から、地下水の賦存状況、収支や挙動、地表水と地下水の関係等は未解明の部分が多い上、気候変動による日降水量や降水の時間推移の変化に伴う地下水位の変化の研究も進んでいない。さらに、地下水の流動は帯水層の広がり等に応じ複数の地方公共団体にまたがる場合がある。水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、地域における関係者の合意形成を図りつつ持続可能な地下水の保全と利用を推進するためには、地下水の利用や挙動等の実態把握等から始める必要がある。地下水の利用や地下水に関する課題等は一般的に地域性が極めて高いため、課題についての共通認識の醸成や、地下水の利用や挙動等の実態把握とその分析、可視化、水量と水質の保全、<sup>かん</sup>涵養、平常時と災害時における採取等に関する地域における合意及びそれらの内容を実施するマネジメント（以下「地下水マネジメント」という。）を、地方公共団体などの地域の関係者が主体となり、地表水と地下水の関係に留意しつつ、連携して取り組むよう努めるものとする。令和3年6月、地下水の位置付けを明確にする法の改正が行われた。具体的には、国及び地方公共団体の責務として実施する水循環に関する施策に「地下水の適正な保全及び利用に関する施策」が含まれることが明示されるとともに、事業者はその施策に協力する責務を有し、国民はその施策に協力するよう努めることが示された。また、国及び地方公共団体が講ずべき「基本的施策」に、「地下水の適正な保全及び利用」が追加され、地下水マネジメントの考え方を参考に、必要な措置を講ずべき旨の努力義務が、国及び地方公共団体に課されることになった。法の改正を受けて、地方公共団体はそれぞれの地域での地下水マネジメントの取組を進めるよう努めるとともに、国は地方公共団体等の地域における主体的な取組を支援する。

（基本計画 P18-P22）

## 第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1 流域連携の推進等 -流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み-

#### （1）流域の範囲

健全な水循環を維持又は回復するためには、関係者が一定の方向性を共有し、協力し合って活動する必要があることから、一定の地域単位ごとにその枠組みを構築する必要がある。このため、河川に雨水が流入する水系単位の流域に加えて、地域の特性と実情に応じて、地下水が<sup>かん</sup>涵養・浸透、流動、滞留する地域、水を利用する地域及び陸域からの影響が及ぶ沿岸域を含め、人の活動により水循環への影響があると考えられる地域全体を流域マネジメントの対象とする流域として考えることとする。

#### （2）流域の総合的かつ一体的な管理の考え方

流域マネジメントにおいては、流域総合水管理の考え方を踏まえつつ、流域ごとに流域

水循環協議会を設置し、当該流域の流域マネジメントの基本方針等を定める流域水循環計画を策定し、流域水循環協議会を構成する行政などの公的機関が中心となって、各構成主体が連携しつつ、流域の適切な保全や管理、施設整備、活動等を地域の実情に応じて実施するよう努めるものとする。流域マネジメントでは、河川や湖沼の水系を単位とする流域全体におけるマネジメントのほかに、特定目的を有する支川や湖沼等の小流域や行政区域などの単位におけるマネジメントも求められている。このため、流域全体で健全な水循環の維持又は回復が必要な水系においては、水系単位の流域水循環協議会の設置を推進し、これとは別に地域の特性と実情に応じて、特定目的を有する小流域や行政区域などを単位とする流域水循環協議会を設置する枠組みを設け、地域経済の活性化も視野に入れつつ、それぞれの活動を推進することとする。なお、流域水循環協議会は、その持続性を担保するため、行政による補助金、民間の資金、自己資金等の様々な手段により、財源を確保することが望ましい。既に、水に関する関係者による個別の課題に対応した協議会等が設置されている地域がある。流域水循環協議会は、これらの活動を妨げるものではなく、基本的には全体を包含するものとして、健全な水循環の維持又は回復に関する基本事項を議論する場として位置付けられ、既存の協議会等は、流域水循環協議会の部会又は分科会として段階的に位置付け、将来的には一体的な枠組みとすることが望ましい。なお、既存の協議会等の体制や参加主体が、流域マネジメントの目的や内容に適合する場合は、既存の協議会等を流域水循環協議会として位置付けることができる。このほか、地下水の適正な保全及び利用を目的とした地下水マネジメントは、流域マネジメントに包摂されるという認識の下に取り組むことが重要である。また、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に基づく流域水害対策計画に関する取組を流域連携の一環として計画的に推進する。

### （3） 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定

- 地方公共団体、国等は、既存の流域連携に係る取組状況など地域の実情に応じて、流域単位を基本として、流域総合水管理の考え方の下、地方公共団体、国の地方支分部局、有識者、利害関係者等から構成される流域水循環協議会を設置し流域マネジメントの取組を推進するよう努めるものとする。
- 地域の実情に応じて、渇水への対応や地下水マネジメント、水環境等、水循環に関する特定分野を扱う協議会として流域水循環協議会を設置することや、水系単位の流域水循環協議会の下に特定分野又は小流域単位の部会又は分科会を設置することもあり得る。
- 地域の実情に応じて、流域水循環協議会とは別に、流域治水関連法により創設された流域水害対策協議会等の水循環に関する特定分野を扱う協議会等を設置する場合もあり得る。この場合、これらの協議会を合同で開催すること等により、事務負担の軽減を図りつつ、それぞれの取組の連携等を推進するものとする。
- 水系単位だけでなく、その目的に応じて支川や湖沼、帯水層の広がり、行政区域など、流域の大きさに関わらず流域水循環協議会を設置し、流域としては重層的な構造とすることもあり得る。
- 流域水循環協議会は、水循環に関する施策を推進するため、関係者の連携・協力の下、水量や水質、水利用、地下水の状況のほか、社会や産業、環境、文化の動向、水災害の状況等の水循環に関する様々な情報を共有し、流域水循環協議会における様々な意見、流域の特性や既存の他の計画等を十分に踏まえつつ、流域水循環計画を策定する。その際、水循環に関する施策を通じた地域のブランド力の向上など地方創生に関する取組についても留意する。なお、当該計画の策定の進め方は、計画の目的や対象範囲の大

きさに応じて、流域水循環協議会を構成する関係者で決定する。

- 流域水循環計画は、同一の流域を対象に含む流域水害対策計画等との整合性の確保を図るよう努めるものとする。
- 流域水循環協議会は、都市計画、まちづくり、土地利用等の関係者と相互に連携し、協議できる体制を構築することが望ましい。
- 国は、地方公共団体等が流域マネジメントに適切かつ効果的に取り組めるように、地方公共団体等と有機的に連携し、支援する。
- 国は、流域水循環協議会の相互の連携や活動状況の共有を支援する。

#### (4) 流域水循環計画の内容

- 流域水循環計画には、①現在及び将来の課題、②理念や将来目指す姿、③健全な水循環の維持又は回復に関する目標、④目標を達成するために実施する施策、⑤健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標等を、地域の実情に応じて段階的に設定する。
- 森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域、地下水盆等の水循環に関する施策については、流域水循環計画で示される流域マネジメントの基本方針の下に有機的な連携が図られるよう、流域水循環協議会において関係者が相互に協力し、実施する。
- 流域水循環計画が策定されているものの、施策の実施に向けた具体的な方策や体制が不十分な計画については、更なる流域水循環計画の見直しや行動計画の策定等に努めるものとする。

#### (5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価

- 流域水循環協議会は、流域水循環計画の策定に当たって、行政、有識者、事業者、団体、住民等の関係者の様々な意見を調整し、反映するよう努めるものとする。また、住民等の意見が反映されるよう、住民代表の流域水循環協議会への参画、アンケートの実施、シンポジウムの開催その他の住民等の参画に必要な措置を地域の実情に応じて講ずるよう努めるものとする。
- 流域水循環協議会は、流域水循環計画の進捗と水循環の現状について適切な時期に評価を行い、必要に応じて流域水循環計画の見直しを行うよう努めるものとする。

#### (6) 流域水循環計画策定・推進のための措置

- 流域水循環計画は、流域水循環協議会が主体的に策定するものとする。
- 国は、流域水循環計画の策定推進や継続的な進捗管理のため、既存の流域水循環計画の分析を行うとともに、学識経験者等の協力を仰ぎつつ、流域ごとの目標を設定するための考え方等を示した手引や流域マネジメントの参考となるノウハウの優良事例等を掲載する事例集の作成や更新、水循環に関する情報基盤の整備及び情報発信、支援窓口の充実、流域における水循環の健全性や流域マネジメントの取組の効果等を「見える化」する評価指標・評価手法の活用、研修、セミナーの開催、普及啓発や広報活動などの必要な支援を行う。また、流域マネジメントの取組を推進するため、流域水循環計画の策定に取り組む地方公共団体等からの要請に応じて水循環に関するアドバイザーを派遣する等の支援を行う。
- 国は、学識者の意見等を勘案し、地下水に係る課題など、優先して対応すべき課題やそれを抱える地域を選定し、流域水循環計画の策定に向けた積極的な働き掛けやアドバイザーを派遣する等の支援を行う。
- 国は、地域の健全な水循環の維持又は回復に向けた取組をけん引する人材の育成、流

---

域水循環協議会等における財源の確保や体制の整備、流域水循環協議会間の交流や有識者、事業者、団体、住民等の様々な主体の流域マネジメントへの参画を促進するための普及啓発や広報等の観点を踏まえて、流域マネジメントの取組を支援する。

○地方公共団体は、流域水循環協議会による流域水循環計画の策定と計画に基づく水循環に関する施策を推進するための体制の整備等の水ガバナンスの向上に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、流域における行政、有識者、事業者、団体、住民等の関係者の連携に関する施策の具体化を図るとともに、関係者が流域内の経済活動に関する理解を深めるよう努めるものとする。さらに、流域にある地元企業や大学など、地域に根ざした組織が流域マネジメントに参画するよう促すとともに、その知見を活用するよう努めるものとする。

(基本計画 P38-P42)

### 参考-3 水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に認定された計画

水循環政策本部事務局により、「流域水循環計画」に該当していると認定された 85 計画とその対象地を地図上に示します。

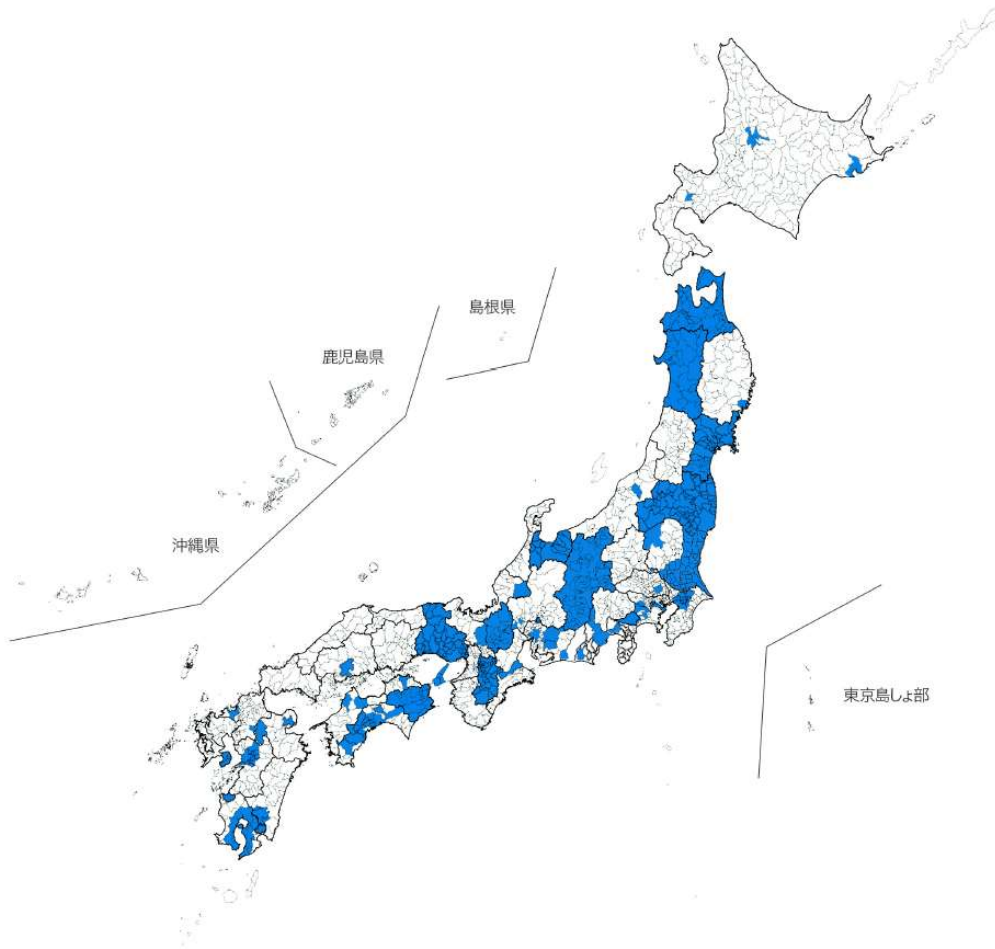
図表 A.1 これまでに公表した「流域水循環計画」の一覧（H29.1～R8.3 公表分）（1/2）

年度【計画数】	提出機関	計画名	年度【計画数】	提出機関	計画名	
平成28年度 【17計画】	福島県	うつくしま「水との共生」プラン	令和2年度 【13計画】	長野県	第6次長野県水環境保全総合計画	
	千葉県	印旛沼流域水循環健全化計画・第2期行動計画		高知県	物部川清流保全計画	
	富山県	とやま 21世紀水ビジョン		高知県	第2次仁淀川清流保全計画（改訂2版）	改定
	兵庫県	ひょうご水ビジョン		旭川市	旭川市環境基本計画（第2次計画・改訂版）の一部	
	熊本県	熊本地域地下水総合安全管理計画・第2期行動計画		ニセコ町	第2次ニセコ町環境基本計画の一部	
	宮崎県	都城盆地硝酸性窒素削減対策基本計画・同実施計画（最終ステップ）		仙台市	広瀬川創生プラン	
	さいたま市	さいたま市水環境プラン		八王子市	八王子市水循環計画	改定
	八王子市	八王子市水循環計画		辰野町	辰野町環境基本計画の一部	
	国立市	国立市水循環基本計画		西条市	西条市地下水保全管理計画	
	秦野市	秦野市地下水総合安全管理計画		熊本市	第3次熊本市地下水保全プラン	改定
	座間市	座間市地下水保全基本計画		名古屋市長	水の復活2050なごや戦略・第2期実行計画	
	大野市	越前おおの湧水文化再生計画		松山市	長期的水需給計画基本計画（改訂版）	
	静岡市	第2次静岡市環境基本計画の一部・しずおか水ビジョン		うきは市	第2次うきは市環境基本計画の一部	
	平成29年度 【12計画】	岡崎市	岡崎市水環境創造プラン	令和3年度 【19計画】	調布市	調布市環境基本計画の一部
高松市		高松市水環境基本計画	宮城県		北上川流域水循環計画（第2期）	改定
熊本市		第2次熊本市地下水保全プラン	宮城県		名取川流域水循環計画（第2期）	改定
宮城県		鳴瀬川流域水循環計画	滋賀県		琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）	改定
宮城県		北上川流域水循環計画	岡崎市		岡崎市水循環総合計画	改定
宮城県		名取川流域水循環計画	高松市		高松市水環境基本計画	改定
奈良県		なら水循環ビジョン	さいたま市		第2次さいたま市環境基本計画	改定
高知県		四万十川流域振興ビジョン	別冊水と生きものプラン		改定	
高知県		第2次仁淀川清流保全計画	鹿児島県		鹿児島湾ブルー計画	改定
長崎県		第2期島原半島窒素負荷低減計画（改訂版）	鹿児島県		池田湖水質環境管理計画	改定
豊田市		水環境協働ビジョン ～地域が支える 流域の水循環～	秦野市		秦野市地下水総合安全管理計画	改定
京都市		京都市水共生プラン	加古川市		第3次加古川市環境基本計画の一部	改定
福岡市	福岡市水循環型都市づくり基本構想	大野市	大野市水循環基本計画		改定	
千葉市	千葉市水環境保全計画	厚岸町	第2期厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画の一部			
安曇野市	安曇野市水環境基本計画・同行動計画	佐久地域	佐久地域流域水循環計画			
平成30年度 【6計画】	神奈川県	酒匂川総合土砂管理プラン	流域水循環協議会		流域水循環協議会	
	長野県	諏訪湖創生ビジョン	小金井市		第3次地下水及び湧水の保全・利用に係る計画	
	滋賀県	琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク21計画（第2期改訂版））	世田谷区		世田谷区みどりの基本計画の一部	
	鹿児島県	鹿児島湾ブルー計画	大垣市		大垣市エコ水都環境プランの一部	
	鹿児島県	第4期池田湖水質環境管理計画	日光市	第2次日光市環境基本計画の一部		
	高知市	2017鏡川清流保全基本計画	長崎県	第2期島原半島窒素負荷低減計画（令和2年度改訂版）	改定	
令和元年度 【12計画】	青森県	ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本方針及び流域保全計画（10流域）	令和4年度 【12計画】	宮城県	南三陸海岸流域水循環計画	
	宮城県	鳴瀬川流域水循環計画（第2期）		宮城県	阿武隈川流域水循環計画	
	秋田県	秋田県「水と緑」の基本計画		にかほ市	にかほ市水循環基本計画	
	富山県	とやま 21世紀水ビジョン		高砂市	第2次高砂市環境基本計画改訂版の一部	
	徳島県	とくしま流域水管理計画		福島県	「水との共生」プラン	改定
	熊本県	熊本地域地下水総合安全管理計画・第3期行動計画		千葉県	印旛沼流域水循環健全化計画・第3期行動計画	改定
	大船渡市	大船渡湾水環境保全計画		安曇野市	安曇野市水環境基本計画・同行動計画	改定
	品川区	水とみどりの基本計画・行動計画		館林市	第三次館林市環境基本計画の一部	
	葛飾区	河川環境改善計画		相模原市	第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略	
	五泉市	第2次五泉市環境基本計画の一部		厚木市	第5次厚木市環境基本計画の一部	
	加古川市	第2次加古川市環境基本計画の一部		大府市	第3次大府市環境基本計画の一部	
	鈴江湾奥会議	鈴江湾奥流域水循環計画		品川区	品川区水とみどりの基本計画・行動計画	改定

図表 A.2 これまでに公表した「流域水循環計画」の一覧（H29.1～R8.3 公表分）（2/2）

年度【計画数】	提出機関	計画名	
令和5年度 【11計画】	大阪狭山市	大阪狭山市水循環計画	
	千葉市	千葉市水環境・生物多様性保全計画	改定
	茨城県	第4次茨城県環境基本計画の一部	
	稲敷市	稲敷市環境基本計画の一部	
	川崎市	川崎市新多摩川プラン	
	松阪市	第2次松阪市環境基本計画の一部	
	東広島市	第2次東広島市環境基本計画の一部	
	土佐町	土佐町 第2期SDGs未来都市計画	
	日田市	第3次日田市環境基本計画の一部	
	杵築市	第2次杵築市環境基本計画の一部	
	長野県	第7次長野県水環境保全総合計画	改定
令和6年度 【10計画】	魚津市	第2次魚津市環境基本計画の一部	
	静岡県	浜名湖圏域流域水循環計画	
	富士市	第三次富士市環境基本計画の一部	
	大山市	第2次大山市環境基本計画の一部	
	出水市	出水市環境基本計画の一部	
	志布志市	第2次志布志市環境基本計画の一部	
	ニセコ町	第3次ニセコ町環境基本計画の一部	改定
	大船渡市	大船渡湾水環境保全計画	改定
	秋田県	秋田県「水と緑」の基本計画	改定
	静岡市	第3次静岡市環境基本計画の一部・しずおか水ビジョン	改定
令和7年度 【3計画】	静岡県	太田川圏域流域水循環計画	
	仙台市	広瀬川創生プラン	改定
	八王子市	八王子市水循環計画	改定

図表 A.3 流域水循環計画のマップ（令和 8 年 3 月時点の認定計画）



図表 A.4 水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する計画(1/12)

No.	提出 機関名	計画名	計画の概要
1	兵庫県	ひょうご水ビジョン	気候の違いや島など多様な風土を持ち「日本の縮図」とも評される兵庫県全域において、水環境をメイン課題とした総合的な計画。
2	宮崎県	都城盆地硝酸性窒素削減対策基本計画・都城盆地硝酸性窒素削減対策実施計画（最終ステップ）	浅井戸の硝酸性窒素濃度が全井戸の13%において「環境基準」を超えた都城盆地において地下水の水質対策をメイン課題とした総合的な計画。
3	国立市	国立市水循環基本計画	多くの河川、用水路、河岸段丘境の湧水など恵まれた水環境を有する国立市全域において、地下水・湧水をメイン課題とした総合的な計画。
4	座間市	座間市地下水保全基本計画	急速な都市化により地下水量への影響が懸念された座間市域において、地下水・湧水をメイン課題とした総合的な計画。
5	奈良県	なら水循環ビジョン	降水量や森林面積など特徴ある4つの水系に分かれている奈良県における森林保全や水質保全をメインとする総合的な計画
6	高知県	四万十川流域振興ビジョン	高知県が中心となり、四万十川流域における、自然・景観の保全などを確保しつつ、地域振興を図るための計画。
7	豊田市	“水環境共働ビジョン～地域が支える流域の水循環～”	平成17年における市町村合併により、矢作川の上流域の大部分を占める豊田市における水環境をメインとした総合的な計画
8	京都市	京都市水共生プラン	京都市が中心となり、京都市内における、治水、水環境、貯留かん養、水文化、雨水利用などに関する総合的な計画。
9	福岡市	福岡市水循環型都市づくり基本構想	都市化による人口集中による、貯留浸透機能の悪化や水不足などの都市型課題を抱える福岡市における水利用をメイン課題とした総合的な計画。
10	神奈川県	酒匂川総合土砂管理プラン	河川・森林・砂防・ダム・堰・海岸の各管理者が連携し、総合的な土砂管理を通じ、治水・利水、生態系保全などの健全な水循環の維持・回復を目指す計画。
11	長野県	諏訪湖創生ビジョン	湖沼法に基づく湖沼計画や諏訪湖水辺整備基本計画をはじめとする諏訪湖に関わる各種計画を融合した諏訪湖全体としての将来像を示した計画。
12	高知市	2017鏡川清流保全基本計画	高知市の清潔なまちのシンボルである鏡川の清流を保全し、「水と水辺」、「森」、「生きもの」、「景観」、「まち・ひと・しごと」の総合的な視点から取り組むための計画。

計画の特徴	対象地域	実施体制	施策分野
多様な気候、風土や河川水系ごとの特色ある流域文化を反映した取組を推進。	兵庫県全域	県、政令市、市町村、有識者、事業者、団体、住民	水環境
宮崎県の1市2町、鹿児島県の1市などの区域で、行政、JA等の関係団体、畜産・農業経営者等の事業者の役割を明確にして取組を推進。	宮崎県1市2町 鹿児島県1市	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	地下水・湧水
市民やNPO、農業関係者、事業者、学識者等からなる「国立市水の懇談会」を設立、同会の「くにたちの水環境市民プラン」等を参考に計画策定。	国立市全域	市町村、有識者、事業者、団体、住民	地下水・湧水
「三次元水循環解析モデル」を構築し、地下水の流れをより高い精度で再現し、地下水環境への影響を予測するなどの取組を推進。	座間市全域	市町村、事業者、住民	地下水・湧水
県土面積の2割・県人口の9割の大和川水系では、「大和川清流復活ネットワーク」により公的機関、住民団体、事業者などが一体となった取組を推進。	奈良県全域	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民	水環境
目的が（自然環境を保全しつつ、）地域の振興を図ると言う、今までに無い計画。また、四万十川の水質を独自の指標で観測。	四万十川流域（高知県内）	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民	水環境
市内を「水源・涵養域」、「湧出・水利用域」、「流出域」の3つに分割し、地域ごとに現状と課題を整理し取組を推進。	豊田市全域	市町村、団体、住民	水環境
前年の実績報告と翌年の計画に関する行動計画を毎年作成し、ウェブサイト上に公表している。	京都市全域	政令指定都市、有識者、事業者、団体、住民	水環境
雨水利用などによる貯留浸透機能の強化、一人一日当たり給水量を全国平均の8割とするなどなど利水に関する取組を特に推進。	福岡市全域	県、政令指定都市、市町村、有識者、事業者、団体	利水・雨水・再生水
当初計画は、総合土砂管理が目的で策定されたが、流域全体の健全な水循環の重要性を踏まえ改訂。	二級河川酒匂川流域	県、市町村、国、有識者、その他	土砂移動の回復・保全
諏訪湖の水環境保全（水質、水域生態系等）及び諏訪湖を活かしたまちづくり（水辺整備等）の取組を、官民が協働し、上下流の地域が一体となって推進。	天竜川水系諏訪圏域	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民	水環境
鏡川～森と海とまちをつなぐ環境軸～を基本理念に、「100年後も残したい鏡川と流域の姿」を未来の世代に引き継ぐため取り組むべき10年間の行動計画を盛り込み、高知市内の他河川のモデル計画としての位置づけ。	鏡川流域	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水環境

図表 A.5 水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する計画(2/12)

No.	提出機関名	計画名	計画の概要
13	青森県	ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本方針及び流域保全計画（10流域）	森林、河川及び海岸を、農林水産業の生産活動や人の生活と結びついて地域文化を形成する基盤と位置づけ、「ふるさとの森と川と海」として一体的に保全・創造を推進する計画。
14	宮城県	鳴瀬川流域水循環計画（第2期）	日本三景の一つである松島などを有し、水利用のための様々な取組がなされた鳴瀬川流域における水環境などに関する総合的な計画。
15	富山県	とやま21世紀水ビジョン	「天然の円形劇場」ともいわれる独特な地形の富山県全域において、健全な水循環の構築に向けてた取組の際に指針となる総合的な計画。
16	徳島県	とくしま流域水管理計画	徳島県全域における「総合的な水管理」の30年後の将来像を描き、それを具体化するための施策（治水、利水、水循環及び環境、災害対応、水教育の5本柱）を盛り込んだ総合的な計画。
17	熊本県	熊本地域地下水総合保全管理計画、第3期行動計画	水道水源のほぼ100%を地下水に依存する熊本地域（熊本市を含む周辺11市町村）において地下水をメイン課題とした総合的な計画。
18	葛飾区	河川環境改善計画	水元小合溜の豊かな自然・生態系や水郷景観・親水環境を次世代に継承するため、区・住民・環境団体が連携し、水循環システムの改修、水生生物の管理、水環境モニタリング等を行う計画。
19	五泉市	第2次五泉市環境基本計画の一部	五泉市のシンボルであるとともに、市の水道や工業用水に活用されるなど生活に深く関わっている地下水・湧水の保全をメインとした総合的な計画。
20	錦江湾奥会議	錦江湾奥流域水循環計画	錦江湾奥の豊富な水資源や森林の活用、豊かな生態系、親水性の確保など、人々が錦江湾奥の水の恵みを楽しむ状態を実現するため、様々な取組を協働して行うための総合的な計画。

計画の特徴	対象地域	実施体制	施策分野
県内の10流域において、自然環境が優れた状態を維持している森林、河川・湖沼、海岸のうち特に重要な区域を保全地域として指定し、保全地域内にある森・川・海を保全するための施策を関係行政機関、事業者、地域住民が連携して推	青森県内の10流域	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民	水環境
地形的要因による冷害・洪水・渇水が頻発する厳しい環境を古くから人々が様々な知恵と工夫で克服してきており、先人の取組による恩恵を次世代に引き継ぐことを目指す。		県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水環境
学識経験者や関係団体代表等で構成される「水ビジョン推進会議」において、設定した目標指標の到達度を評価し、施策の進行管理を実施。	富山県全域	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水環境
平成29年4月から施行された「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」に基づき、県民、学識経験者、行政関係者などからなる「未来へ紡ぐOUR（あわ）の水会議」で議論を重ね策定。計画の深度化を図るため、流域単位で具体的な取組などを示した「流域水管理行動計画」について、「未来へ紡ぐOUR（あわ）の水会議」のメンバーを中心とした協議会を設置し策定する。	徳島県全域	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	治水
特殊な地質構造により、一般的な水田の約5倍の浸透力を持つ白川中流域における湛水事業などの地域の実情に沿った取組を推進。	地下水盆を共有する熊本地域(熊本市を含む周辺11市町村)	県、政令指定都市、市町村、有識者、事業者、団体、住民	地下水・湧水
対策の実施に合わせてモニタリングによる現状及び効果の把握を行い、必要に応じて対策の見直しを行うPDCAサイクルによる順応的な管理により、3～5年毎を目安に対策を見直し。	水元小合溜	市区町村、団体、住民	水環境
本計画において「五泉市地下水保全管理計画」に基づく保全対策を位置づけ、行政、事業者、市民等の連携により、地下水の水量・水質の保全、地下水保全活動支援及び啓発を推進。	五泉市全域	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民	地下水・湧水
錦江湾奥流域の4市が環境、観光、防災等に関わる様々な施策について協働し、地域活性化を図る場である錦江湾奥会議において、計画の策定・実施を推進。	4市全域（鹿児島市、垂水市、霧島市、始良市）	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民	水環境

図表 A.6 水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する計画(3/12)

No.	提出 機関名	計画名	計画の概要
21	高知県	物部川清流保全計画	高知県の物部川流域を対象に、豊かな水量の確保や景観・生態系の保全、水に関する文化の継承、山・川・海のつながり、流域全体で取り組む住民との協働に重点をおき、住民、事業者、行政が共に考え、行動することで、清流の再生を目指す計画。
22	高知県	第2次仁淀川清流保全計画（改訂2版）	高知県が中心となり、仁淀川流域における、水量・水質・生態系、人との関わり、文化等に関する総合的な計画。
23	旭川市	旭川市環境基本計画(第2次計画・改訂版)の一部	旭川市における地球環境の保全、自然環境の保全、都市環境の形成、生活環境の保全等に関する取組について、環境の保全と創造に関する目標や総合的な施策の方向、配慮の指針などを定める計画。
24	辰野町	辰野町環境基本計画の一部	「辰野町にかかわるすべてのものが参加連携して、町の豊かな自然を生かし、健康で安全かつ快適な生活の営みができる郷土」の実現に向けて、包括的な環境の保全及び創造に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された計画。
25	西条市	西条市地下水保全管理計画	西条市にとって不可欠な水資源であり、「うちぬき」や湧水を活用した水環境とそれを織りなす文化を形成する「地域の宝物」でもある地下水の水量・水質を保全するための施策を推進する計画。
26	熊本市	第3次熊本市地下水保全プラン	水道水源の100%を地下水に依存する熊本市において地下水保全に関する具体の行動計画。
27	名古屋市	水の環復活2050なごや戦略・第2期実行計画	2050年という長期的な将来を見据え、「水循環機能の回復」、「人にも生き物にもやさしい水辺やみどりがあるまちづくり」、「みんなで取り組む人づくり、場づくり」との3つの観点のもと、豊かな水の環がささえる「環境首都なごや」の実現に向けた取組を推進する計画。
28	松山市	長期的水需給計画基本計画（改訂版）	水資源対策が市政の最重要課題の一つである松山市において、「節水型都市づくり」を総合的かつ計画的に推進し、豊かで潤いのある地域社会の実現を図るため、市民や企業、行政が一体となって、節水の推進、水資源の有効利用、水資源の保全、水資源の開発を4つの柱とする各施策を推進する計画。

計画の特徴	対象地域	実施体制	施策分野
流域の住民、関係団体、事業者、行政が連携して「物部川清流保全計画」を推進していくため「物部川清流保全推進協議会」を設立し、活動を展開。	物部川本川及び34本の支川	県、市町村、有識者、団体、住民	水環境（清流の再生）
第1次の計画（H11.3策定）は水質保全の色彩が強い計画であったが、施策実施に住民との協働が重要と考え、第2次計画は住民参加の視点を入れて策定。	仁淀川流域（高知県内）	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水循環
環境の将来像の実現に向けて市民・事業者・市がそれぞれの立場で行動すべき事項を配慮指針として位置づけるとともに、本計画の施策と持続可能な開発目標（SDGs）との関係を提示。	旭川市全域	市町村、有識者、事業者、団体、住民	水環境全般（生態系、水辺空間、地球温暖化等）
水辺の健全な生態系機能の維持や文化機能の確保や水源かん養機能の確保、地下水の水質保全対策などを推進。	天竜川流域（辰野町内）	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民	水環境、かん養、地下水
先進的・継続的に行われてきた地下水調査を踏まえ、健全な水循環を実現するため、市民の共有財産としての性質を持つ地下水を「地域公水」と位置付け、市民・事業者と行政が一体となって「うちぬき文化」の継承と発展に資する管理のあり方を提案。	西条市全域	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	地下水、貯留・かん養
良質で豊富な地下水を後世に確実に守り伝えるため、市民、事業者、行政が一体となり取り組む地下水の質・量両面の保全対策、都市ブランドとして地下水が織り成す魅力の情報発信を実施。	地下水盆を共有する熊本地域（熊本市を含む近隣11市町村）	県、政令指定都市、市町村、有識者、事業者、団体、住民	地下水、湧水
計画の推進期間を3期間に区切り、各期間で達成したい状態を設定して取組を推進。また、「水収支」、「取り組み効果」、「協働」といった指標により、計画の進捗状況を把握。	名古屋市全域	政令指定都市、有識者、事業者、団体、住民	水環境、貯留・涵養
長期的な水需給予測にあたり、一般家庭や事務所へのアンケート調査により水使用実態を把握するとともに、給水サービスの確保、気候変動や水源施設等のリスクも考慮。	松山市全域	市町村、有識者、事業者、団体、住民	水利用

図表 A.7 水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する計画(4/12)

No.	提出 機関名	計画名	計画の概要
29	うきは市	第2次うきは市環境基本計画の一部	「自然豊かなふるさとを未来へ」を目指すべき環境像としてかかげ、「地球温暖化対策の推進」、「地下水の保全」、「生物多様性の保全」等を環境施策に位置付け、各施策ごとに取り組みの方向性を定めた計画。
30	調布市	調布市環境基本計画の一部	「未来に続く、緑と水にあふれるほっとするまち 調布」を目指すべき環境の将来像に掲げて、「緑と水の保全・再生」、「生物多様性の保全・活用」、「脱炭素化に向けたまちづくりの推進」などを施策の方針に位置付け、各施策を推進する計画
31	宮城県	北上川流域水循環計画（第2期）	北上川流域の水循環の現状把握等により見いだされる課題に対し、解決・改善を図るための具体的な対応・取り組みを示す総合的な計画
32	宮城県	名取川流域水循環計画（第2期）	名取川流域の水循環の現状把握等により見いだされる課題に対し、解決・改善を図るための具体的な対応・取り組みを示す総合的な計画
33	滋賀県	琵琶湖保全再生施策に関する計画（第2期）	国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全・再生を図るため、「琵琶湖と人との共生」を基調とし、森・川・里・湖のつながりを意識しつつ、自然の恵みを持続的に活用する環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築を目指す計画
34	岡崎市	岡崎市水循環総合計画	下流の旧岡崎市と上流の旧額田町が合併し、乙川流域が全て岡崎市に含まれたことを機に策定された水環境をメイン課題とした総合的な計画
35	高松市	高松市水環境基本計画	市、市民および事業者が連携して「持続可能な水環境の形成」に取り組み、現在および将来に対して、水を通じた豊かで潤いのある生活を確保するために、基本方針、目標および施策の方向性を定めた計画
36	さいたま市	第2次さいたま市環境基本計画別冊水と生きものプラン	人や生物の生活や生息の基礎となる「基盤環境」、生活や生息の場となる「環境」、環境を前提として行われる「文化・社会活動」を対象とし、「健全な水循環の確保」、「水環境の保全と創造」、「生物多様性の保全」の3つを柱とした総合的な計画
37	鹿児島県	鹿児島湾ブルー計画	「美しい錦江湾を明日の世代へ」を基本理念に、「かごしま未来創造ビジョン」に示された「豊かな自然との共生と地球環境の保全」の観点も踏まえ、鹿児島湾の水環境が将来にわたって良好に保たれることを目標とした計画

計画の特徴	対象地域	実施体制	施策分野
「地下水の保全」では、地下水源の保全、地下水質の保全、上水道等の整備を推進、「河川の水質保全」では、公共下水道等の整備、河川水質の管理等を推進。環境指標として、水のきれいさに満足する市民の割合を2027年度に70%にする目標を掲げている。(現状36.7%：2017年度)	うきは市全域	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民	地下水
「緑と水の保全・再生」では、雨水浸透の推進による湧水保全および河川水源の涵養のための雨水浸透ますや浸透トレンチの設置を進めており、雨水の浸透能力を環境指標とし、令和7年度の約30%増(令和元年度比)を目標に取組を推進	調布市全域	市町村、有識者、事業者、団体、住民	地下水、かん養
健全な水循環を構成する4つの要素「清らかな流れ」、「豊かな流れ」、「安全な流れ」、「豊かな生態系」ごとに取組方針と管理指標を設けて、将来像を目指す	北上川流域(5市2町)	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水環境
健全な水循環を構成する4つの要素「清らかな流れ」、「豊かな流れ」、「安全な流れ」、「豊かな生態系」ごとに取組方針と管理指標を設けて、将来像を目指す	名取川流域(2市1町)	県、政令指定都市、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水環境
「水質の汚濁の防止および改善」、「水源のかん養」、「生態系の保全および再生」、「景観の整備および保全」、「産業の振興」の5つの施策を琵琶湖の保全・再生のため推進	琵琶湖地域	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水環境、かん養
「水量」、「水質」、「災害(洪水・渇水)」、「水辺環境」、「水との関わり」の5つ基本方針が互いに関連させて、総合的な取り組みを推進	矢作川流域(岡崎市全域)	県、市町村、国、団体、住民	水環境
水の持つ多面的価値を最大限に発揮できるように、関係者の連携による「総合水循環システム」の構築のために、「身近な水環境の意識の強化」、「水循環の健全化」等の取組を推進	香東川ほか高松市内の河川	市町村、有識者、事業者、団体、住民	水環境、かん養
さいたま市環境基本計画から再編して、互いに密接な関係のある生物多様性の保全と健全な水循環の確保および良好な水環境の保全に係る施策・取組を一体的に推進	さいたま市全域	県、政令指定都市、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水環境、かん養、地下水
鹿児島湾の水環境を将来にわたって良好に保全するため、昭和54年以降、長期にわたって講じてきた各種の環境保全対策を発展的に継承し、湾域の水環境管理を更に推進	鹿児島湾域(集水域6市2町)	県、市町村、事業者、団体	水環境

図表 A. 8 水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する計画(5/12)

No.	提出機関名	計画名	計画の概要
38	鹿児島県	池田湖水質環境管理計画	池田湖の地域資源としての価値を含む良好な水環境を保全するための計画であり、水質汚濁の進行抑止はもとより、池田湖を保全するための各種施策を推進していくための総合的な計画
39	秦野市	秦野市地下水総合保全管理計画	健全で持続可能な水循環の創造を目指し、自然の水循環を人為的な水循環で補う施策により、地下水の統合的な管理を行うとともに、市民共有の財産にふさわしい地下水の利活用を推進する計画
40	加古川市	第3次加古川市環境基本計画の一部	「加古川市地球温暖化対策地方公共団体実行計画」、「加古川市環境配慮率先実行計画」、「地域気候変動適応計画」、「生物多様性かがわ戦略」、「加古川市清流保全と水辺のまちづくり計画」を統合した環境面における総合的な計画
41	大野市	大野市水循環基本計画	上位計画である「第六次大野市総合計画」の将来像『人がつながり地域がつながる 住み続けたい結のまち』を実現していくため、各種個別計画における水に関する施策と整合を図り、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するために策定
42	厚岸町	第2期厚岸町豊かな環境を守り育てる基本計画の一部	めざす環境の姿『持続可能な産業と生活のために』を実現するために、町、町民、事業者が協働で環境保全に取り組み、それぞれが自主的に行動していくための総合的かつ具体的な計画として取りまとめ、関係者の役割や取組みの方向を明らかにした計画
43	佐久地域流域水循環協議会	佐久地域流域水循環計画	地下水盆地を共有している佐久地域12市町村で協議会を設立し、地下水等水資源が地域共有の貴重な財産であることと信濃川水系最上部の地域として健全な水循環の維持又は回復する責任があることを認識し、「将来にわたり水の恩恵を享受できる佐久地域」を将来像として、健全な水循環を守り、育みながら、有効活用することにより、地域社会へ寄与して将来世代へ多様な水文化を継承していくためのマスタープラン
44	小金井市	第3次地下水及び湧水の保全・利用に係る計画	令和2年6月に閣議決定された水循環基本計画の「流域マネジメントの更なる展開」、「次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承」等の主旨を踏まえて、関係者が連携・協力して水循環の回復・実現に向けて取り組んでいく計画

計画の特徴	対象地域	実施体制	施策分野
池田湖の水質環境を将来にわたって良好に保全するため、昭和58年以降、長期にわたって講じてきた水質環境保全対策を発展的に継承し、池田湖の水質環境管理を更に推進	池田湖集水域	県、市町村	水環境
「はだの水循環モデル」を用いた水資源管理システムによる地下水のマネジメントや地下水保全に関して地域で活躍する人や団体にスポットを当てたソフト対策を重視	秦野市全域	県、市町村、有識者、事業者、住民	地下水、かん養
環境像「持続可能な発展をめざすまち加古川」の実現のため、市民・市民活動団体・事業者・学識経験者と行政が協力・連携し、健全な水循環の確保を含む様々な環境課題への取組施策を推進	加古川市全域	県、市町村、国、有識者、団体、住民	水環境、水辺利用
大野市は、九頭竜川の最上流に位置することから、きれいで豊富な水を下流に送ることを重要な役割と位置付け、最上流部に住む者の責務を果たすべく、流域マネジメントに関する取組を推進	大野市全域	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水環境、かん養、地下水
厚岸湖などの豊かな自然を有しており、良好な環境の保全のために、「健全な水資源の循環」に取り組む。計画推進時には行政や町民の他に操業する上で自然環境の保全が必要不可欠な漁業や酪農業事業者等を加えた「町民検討会議」が評価や点検を行う計画。また各施策には持続可能な開発目標（SDGs）の達成を記載	厚岸町全域	市町村、事業者、団体、住民	かん養・水質保全
佐久地域12市町村で設立した協議会で、地域全体の水資源の将来像実現のための方向性について関係市町村が認識を共有し、水循環基本計画に位置付けられている市町村間連携あるいは地域住民・団体・事業者との協働などによる「流域マネジメント」により、効率的・効果的に将来像の実現を図る計画	佐久地域(小諸市、佐久市、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町)	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	地下水・かん養・水環境
環境基本計画の施策群と連携・整合を図りつつ、地下水条例に基づき地下水及び湧水の保全・利用を定めることとなっており、計画の推進においても環境審議会での評価とは別に地下水保全会議での分析・アドバイスも反映させ、地下水に関する様々な施策に取り組む計画	小金井市全域	市町村、有識者、事業者、団体、住民	地下水・かん養・水環境

図表 A.9 水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する計画(6/12)

No.	提出 機関名	計画名	計画の概要
45	世田谷区	世田谷区みどりの基本計画の一部	世田谷らしいみどり豊かな住環境を守り、創り出すために、将来像、目標などを定め、区民・事業者・区が協働してみどりの保全や創出を推進する取り組みの全体像を示した計画
46	大垣市	大垣市エコ水都環境プランの一部	平成27年に閣議決定された「水循環基本計画」において示された水循環に関する施策体系や平成28年に岐阜県が改定した「第5次環境基本計画」の基本方針を踏まえて、古くから「水の都」と呼ばれるほど豊富な地下水を継承するために、地下水の保全・有効利用を図る計画
47	日光市	第2次日光市環境基本計画の一部	環境像として『多彩な環境交流を楽しみ、育む 持続可能な都市・日光』を定め、市民・事業者をはじめ、日光市を観光などで訪れる多くの滞在者が、地域のみならず地球規模の環境問題まで関心を持って、環境保全に向けた取り組みの“道しるべ”となる計画
48	長崎県	第2期島原半島窒素負荷低減計画（令和2年度版）	県内有数の農畜産業が盛んな地域である島原半島において、当該地域で貴重な水資源である地下水の硝酸性窒素負荷低減を図る計画
49	宮城県	南三陸海岸流域水循環計画	南三陸海岸流域の水循環の現状把握等により見出された課題に対し、解決・改善を図るための具体的な対応・取組を示すもの。山間部、農村部、都市郊外部、都市部、海岸部それぞれの地域の取組の連携や新たな施策を講じることにより健全な水循環の維持・回復を図る。
50	宮城県	阿武隈川流域水循環計画	阿武隈川流域の水循環の現状把握等により見出された課題に対し、解決・改善を図るための具体的な対応・取組を示すもの。山間部、農村部、都市郊外部、都市部、海岸部それぞれの地域の取組の連携や新たな施策を講じることにより健全な水循環の維持・回復を図る。

計画の特徴	対象地域	実施体制	施策分野
本計画の「みどり」は、樹木、樹林地の他に地下水又は湧水とが一体となって構成された環境と人の関わりによる文化や歴史的なみどりの要素に含めて捉えており、みどりの量を十分に確保し(崖線や涵養地の保全など)、みどりの質を向上させ(水辺環境の再生など)、行政と区民が協働することにより適正な水循環の回復	世田谷区全域	市区町村、有識者、事業者、団体、住民	地下水・かん養・水環境
本計画は環境基本計画ではあるが、自噴水で泉ができるなど地下水が豊富な大垣市は「ハリンコが泳ぎ、ホタルが舞う水都・大垣」を望ましい環境像に位置付け、地下水や生物・森林の保全等を目標にし、行政・市民・事業者等が取り組む計画	大垣市全域	県、市町村、有識者、団体、住民、その他	地下水・水質保全・水環境
観光で訪れる滞在者も含めて、地下水や河川の水質保全、水源涵養機能の向上や水循環の保全再生を目標に取り組んでいく計画であり、さらに気候変動への適応策も記載している。また各施策には持続可能な開発目標 (SDGs) の達成を記載	日光市全域	市町村、有識者、事業者、団体、住民	地下水・かん養・水質保全
長崎県だけでなく、島原半島周辺の3市(島原市・雲仙市・南島原市)と一体となり、広域的な行政各部署の連携はもちろんのこと、農畜産業などの地域産業に携わる事業者とも協力して、地下水観測全地点で硝酸性窒素等の濃度が環境基準以下となることを目指す計画	島原市・雲仙市・南島原市	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民	地下水・水質改善・水利用
「みんなでつなぐいのちの水～守り、育て、未来へ～」を基本理念に、流域が一体となり総合的な取組を推進。健全な水循環を構成する「清らかな流れ」、「豊かな流れ」、「安全な流れ」、「豊かな生態系」という4つの要素ごとに将来像を設定し、取組を推進。	南三陸海岸流域 (2市2町)	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水質改善、湧水保全、地下水、貯留・涵養、水インフラ、水環境、治水、生態系
「みんなでつなぐいのちの水～守り、育て、未来へ～」を基本理念に、流域が一体となり総合的な取組を推進。健全な水循環を構成する「清らかな流れ」、「豊かな流れ」、「安全な流れ」、「豊かな生態系」という4つの要素ごとに将来像を設定し、取組を推進。	阿武隈川流域 (3市8町)	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水質改善、湧水保全、地下水、貯留・涵養、水インフラ、水環境(水量)、治水、生態系

図表 A. 10 水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する計画(7/12)

No.	提出 機関名	計画名	計画の概要
51	にかほ市	にかほ市水循環基本計画	水循環に関する実態を整理し、健全な水循環の維持・保全の観点からにかほ市が目指す基本理念や将来像を示し、これにより水資源の保全や市の発展に資する施策の推進等を図ることを目的としたもの。
52	高砂市	第2次高砂市環境基本計画改訂版の一部	「自然・まち・ひとが共生する高砂～水と緑が将来に続く～」を基本理念、美しく快適に暮らせる「生活環境」、水と緑の恵みに感謝し、人と自然が共生する「自然環境」、持続可能な脱炭素社会をつくる「地球環境」、学びを通じ、環境行動力を育む「環境学習」の4つを基本目標に、身近にある水と緑を健全に保ち、将来世代に引き継ぐことを取組の主軸とするもの。
53	福島県	「水との共生」プラン	水の恩恵や水に対する畏怖を含め、水と人との関係を再認識し、良好な関係を築いていくため、産学民官の参加と連携の下、総合的・重点的に実施していく施策の方向を示すもの。
54	千葉県	印旛沼流域水循環健全化計画・第3期行動計画	都市化等に伴う影響により発生した水質、治水等の課題を解決するため、流域に関係するあらゆる主体が、様々な取組を協働・連携して進めることで、治水・利水・環境が適切なバランスを保つ状態を保全・再生することを目指すもの。
55	安曇野市	安曇野市水環境基本計画・同行動計画	「水は、次世代からの預かりもの」をコンセプトとして、水資源の保全・強化・活用のための施策展開を図るためのもの。

計画の特徴	対象地域	実施体制	施策分野
<p>学生が提案した「にかほモデル」をもとに、「水循環を生かした躍動するにかほ市を想像する」を基本理念、「新しい地場産業の創出観光収入増！地元経済が活性化！」、「田園都市としての世界モデルへ！SDGsを目指した世界の「Nikaho」」、「新たな交流の場！活気・にぎわいが生まれ、もっと安心して過ごせる市に！」を将来像に設定。「市の魅力を市の内外へ発信」、「排水から生まれる資源の有効利用」、「水との共生から生まれる新たな付加価値」を基本方針として取組を推進。</p>	にかほ市全域	市町村、有識者、事業者、住民、その他	水利用、地域振興、教育・普及啓発、人材育成
<p>都市化が進展している中で、水質の保全・改善、生物生息環境の保全、河川・ため池等の水環境の維持管理の推進、湧水等の水源の確保を図り、健全な循環の維持・回復に取り組むもの。</p>	高砂市全域	県、市町村、有識者、事業者、住民	水質改善、貯留・涵養、水インフラ、治水、水辺空間、教育・普及啓発
<p>「水にふれ、水に学び、水とともに生きる～連携による、流域の健全な水循環の継承～」を理念、「清らかな水が巡り、多様な生きものを育む緑豊かな水辺に子どもも大人も遊ぶ源流県・ふくしま」を将来像に、「水と人とのかかわりの再構築」、「流域を単位とした施策の総合的な展開」、「水管理体制の確立」を三つの柱として取組を展開。</p>	福島県全域	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水質改善、水利用、貯留・涵養、治水、水辺空間、水文化、教育・普及啓発
<p>「恵みの沼をふたたび」を基本理念、「良質な飲み水の源印旛沼・流域」、「遊び、泳げる印旛沼・流域」、「ふるさとの生き物はぐくむ印旛沼・流域」、「水害に強い印旛沼・流域」、「人が集い人と共生する印旛沼・流域」を目標に、目標達成のため「印旛沼方式」を行動原則として取り組む。</p>	印旛沼流域	県、政令指定都市、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水質改善、貯留・涵養、治水、生態系、水辺空間、教育・普及啓発
<p>「地下水は市民共有の財産である」、「全市民が地下水保全・強化に努め、健全な地下水環境を創出する」、「地下水資源を活用し、豊かな安曇野を次世代に引き継ぐ」という基本理念（安曇野ルール）を具体化するため、取組の全体像及び短期的・重点的に取り組む施策を取りまとめたもの。</p>	安曇野市全域	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水利用、湧水保全、地下水、貯留・涵養、教育・普及啓発

図表 A. 11 水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する計画(8/12)

No.	提出 機関名	計画名	計画の概要
56	館林市	第三次館林市環境基本計画の一部	古来、人々の生活と生産活動を支えてきた市に点在する大小の沼池「里沼」を保全し、里沼の多様な恩恵を取り戻すとともに、循環型社会を構築することを目指す計画。
57	相模原市	第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略	市民一人一人が、みどりや水、生物多様性の重要性についての理解を深め、環境に配慮したライフスタイルを実践し、市民、事業者、行政等多様な主体間の連携・協働による取組を進めることで、「自然と人が共生するまち相模原」の実現を目指すもの。
58	厚木市	第5次厚木市環境基本計画の一部	「環境に優しく、自然と共生するまち」という望ましい環境像の実現に向けて、「持続可能な脱炭素社会の推進・循環型都市の実現」、「自然と共生した魅力ある都市の実現」、「安心・安全で快適な暮らしが楽しめる都市の実現」、「環境を考え、楽しむ『あつぎエコスタイル』の推進」という4つの基本目標の達成を目指す計画。
59	大府市	第3次大府市環境基本計画の一部	「人と自然が共生する みらい輝く健康都市」という環境将来都市像を実現するためには、市民一人一人が環境を守るための行動を日常的に行うことが重要であることから、「一人ひとりが自分のこととして環境を意識し、学び、気づき、そして行動する市民を育む」を基本理念とする計画。
60	品川区	品川区水とみどりの基本計画・行動計画	「水とみどりがつなぐまち」の実現を目指し、緑地の保全及び緑化の推進や、河川・運河などの水辺空間や湧水などの水循環の保全や活用など、水とみどりに関する総合的な計画。
61	大阪狭山市	大阪狭山市水循環計画	「水から守る～水害への対策を強化～」、「水を活かす～水資源を活かした地域振興～」、「水を育む～次世代に水を引き継ぐ～」を取組の柱として、「めぐる『水』とともに生きる大阪狭山」を目指す。

計画の特徴	対象地域	実施体制	施策分野
館林市は、利根川、渡良瀬川に挟まれた低湿地帯で、大小多くの「里沼」が点在し、「里沼」が館林市の経済や社会を形成。本計画では、特に、都市化や生活雑排水の流入により悪化した「里沼」の水環境を改善するため、沼や湿地の保全管理、水質改善活動などを推進。	館林市全域	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民	水質改善、水利用、地下水、貯留・涵養、水辺空間、水文化、地球温暖化、教育・普及啓発、人材育成
相模原市の西側は丹沢大山国定公園を中心に豊かな自然が広がり、東側は相模川沿いに都市化が進展。本計画では、このような地理的特徴を踏まえ、市の西側を「水資源保全ゾーン」、東側を「都市緑化ゾーン」に設定し、それぞれ水源の保全・再生や都市部の緑化等を推進。	相模原市全域	県、政令指定都市、有識者、事業者、団体、住民	水質改善、地下水、貯留・涵養、生態系、水辺空間、教育・普及啓発、人材育成
厚木市の東側は相模川が流れる都市的地域で、西には丹沢山地が広がる。山地から市街地との間には里地里山が広がり、多様な自然環境が形成。特に、このような里地里山とその多面的機能を保全するため、森林整備等の取組。	厚木市全域	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民	水質改善、貯留・涵養、生態系、水辺空間、地球温暖化、教育・普及啓発
大府市は、現在の人口が増加傾向にあり、人口の増加や都市化の進展により、水質汚濁など身近な生活環境の問題が顕在化するとともに、農地やため池等の減少が懸念。このような問題に対応するため、ため池、河川、農地の保全や下水道整備等を推進。	大府市全域	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民	水質改善、水インフラ、生態系、水辺空間、教育・普及啓発
品川区には、歴史を伝える貴重な水とみどりが残されている一方、水辺の歩行空間や公園なども新たに整備。このような河川、運河、船着場等の水辺空間を活かしたにぎわいづくりや、都市型水害対策や湧水保全等を総合的に推進。	品川区全域	市区町村、有識者、事業者、団体、住民	水質改善、水利用、湧水保全、水インフラ、地域振興、貯留・涵養、水環境（水量）、治水、生態系、水辺空間、水文化、教育・普及啓発、人材育成
日本最古のため池「狭山池」では、平成の大改修以後、市民団体が主体となり、各種イベントの開催や清掃活動が行われてきた。これら地域の強みを活かしつつ、本計画ではため池などを活用した治水のほか、教育、広報、観光、コミュニティ形成等の取組を推進。	大阪狭山市全域	県、市区町村、有識者、事業者、団体、住民	地域振興、治水、教育・普及啓発

図表 A. 12 水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する計画(9/12)

No.	提出 機関名	計画名	計画の概要
62	千葉市	千葉市水環境・生物多様性保全計画	「水環境の保全活用」、「生物多様性の保全再生」及び「計画の推進体制の整備」を取組の柱として、水の環(水循環)及び生物多様性による恵みを「子どもたちの未来へ」伝えるための取組。
63	茨城県	第4次茨城県環境基本計画の一部	「霞ヶ浦などの湖沼環境の保全と共生」や「身近な地域環境の保全」を基本目標として湖沼環境保全対策等を推進することで、その他の取組と併せ、「豊かで魅力ある自然が守られ、持続可能で環境と調和した社会」を目指す。
64	稲敷市	稲敷市環境基本計画の一部	水質改善や森林保全による「水環境の保全」等を推進することで「生活環境の保全」を目指し、計画全体では各種施策の実施により「水と緑の豊かな自然をみんなで守り未来につなげるまち 稲四季(いなしき)」を目指す。
65	川崎市	川崎市新多摩川プラン	「自然と調和した美しい多摩川へ」、「多摩川を知り災害から市民お守る」、「子どもの生きる力を育む場の創造」等を基本目標としつつ各種施策を推進することで、「川とふるさとの再生 市民協働による多摩川ライフの創造」を目指す。
66	松阪市	第2次松阪市環境基本計画の一部	「豊かな森林環境の保全」や「水資源・水辺の保全」を推進することで、「健全な水循環の確保」を目指し、計画全体では各種施策の実施により「うるおいある豊かな環境につつまれるまち まつさか」を目指す。
67	東広島市	第2次東広島市環境基本計画の一部	「水・水辺環境の保全・向上」を推進することで、「豊かな自然環境と共生した快適に暮らせるまち」を目指し、計画全体では各種施策の実施により「市民一人ひとりがふるさとの環境をまもり・はぐくみ・つたえるまち」を目指す。

計画の特徴	対象地域	実施体制	施策分野
河川や海岸を擁する本市は水資源が豊富であるが、市が計画改定にあたり市民に対しアンケート等を実施したところ、水環境、生物多様性ともに市民に十分浸透していないことを把握。これを踏まえ、関係者の連携による取組の着実な推進のため、水環境の保全の水質や水量に係る取組のほか、人材の確保・育成、ボランティアへの活動支援などによる「計画の推進体制の整備」に注力。	千葉市全域	県、政令指定都市、有識者、事業者、団体、住民	水質改善、水環境（水量）、生態系、人材育成
利根川や鬼怒川などの河川、霞ヶ浦、ラムサール条約に登録されている涸沼、海域など豊かな水環境を有しており、環境学習会等により地域住民等の理解促進を図りつつ、水質保全、水質監視測定、水源涵養機能を有する森林整備等により水循環の保全を推進。	茨城県全域	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民、その他（国立研究開発法人）	水質改善、地下水、貯留・涵養
霞ヶ浦は市民や来訪者にとっての憩いの場であり、生物にとっても重要な環境であるが、一部では水質が環境基準を超過しており、水質改善が課題。そのため、流域市町村と連携しつつ、水質の改善を推進。その他、河川流量や地下水揚水量の調査なども行いつつ、水循環の保全を推進。	稲敷市全域	市町村、有識者、事業者、団体、住民	水質改善、貯留・涵養、水量、インフラ
多摩川は限りない可能性を有した存在であり、大都市の中を流れる自然豊かな大河川で「川崎の母なる川」。市民共有の財産として再評価し、豊かな河川環境を創出するため、市民・企業・学校・行政それぞれの主体が協働しながら、より魅力的で豊かな多摩川を持続的に育むしくみづくりを目指す。	川崎市域の多摩川流域	政令指定都市、国、有識者、事業者、団体、住民	水辺空間、治水、教育・普及啓発
一人ひとりの行動は環境に大きな影響を与え、それらは次世代に繋がっていくとの考えにより、計画では、環境問題に対して一人ひとりが大切にしたい視点を「自分のこと化」として記載。健全な水循環の維持に向けては、地域の木材製品の購入や雨水を貯め、植木の水やりなどに活用することを「自分のこと化」として記載。	松阪市全域	市町村、有識者、事業者、団体、住民	貯留・涵養、水質改善、水辺空間
市は複数の水系の源流域であり、「水が生まれるまち」といった認識のもと、下流域に対する影響に配慮し、生活排水対策の推進とともに、市民や事業者による水を汚さない取組や雨水利用等雨水利用等を促進し、健全な水質と水循環を確保を推進。	東広島市全域	政令指定都市、国、有識者、事業者、団体、住民	水質、貯留・涵養、水辺空間

図表 A. 13 水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する計画(10/12)

No.	提出 機関名	計画名	計画の概要
68	土佐町	土佐町 第2期SDGs未来都市計画	早明浦ダムが位置する「水源のまち土佐町」は、「どこよりも水の価値を育むまち」「町に暮らす全ての人が“質の高い”教育や「学び」の機会を得られるまち」「地域の資源から新たな経済循環を創出するまち」等を目指して施策を推進し、「全ての住民ひとりひとりの個性を最大限発揮できる」持続可能なまちづくりに取り組む。
69	日田市	第3次日田市環境基本計画の一部	水環境を保全する取組による「河川や地下水を守る「水循環保全」の推進」や、市民団体と連携した「水辺環境の整備と活用」等を推進することで、「地域資源を活かすまち」を目指し、計画全体では各種施策の実施により「水と緑があふれる未来輝くまち～水郷ひた～」を目指す。
70	杵築市	第2次杵築市環境基本計画の一部	「川の水がきれいで、安全な水、豊かな水環境がある」や「川と森、田畑がひとつにつながった豊かな緑の自然が守られている」等4つの重点目標を推進することで、「豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造」を目指し、計画全体では各種施策の実施により望ましい環境像の実現を目指す。
71	長野県	第7次長野県水環境保全総合計画	水収支の把握や水資源の適正な利活用を推進する「水源の涵養と適正な利活用」、水質の監視や発生源対策を推進する「安心安全な水の保全」など4つの項目に係る各種施策を推進することで「水環境の保全」を目指す。
72	魚津市	第2次魚津市環境基本計画の一部	水資源の保全や水循環プロモーションの推進等による「水循環・生態系等の保全」や水資源の活用と産業展開の推進等による「豊かな自然の活用の推進」等により、水と緑の保全と活用等を目指し、計画全体では「水が旅するまち うおづ」を目標とする環境像とする。
73	静岡県	浜名湖圏域流域水循環計画	水質、水量、災害・治水、自然環境、暮らしの5つの分野で取組を推進し「浜名湖を中心とした地域特有の自然環境の維持又は回復」「多様な産業(農・林・水産・工・観光)と暮らしのバランスのとれた発展」「水災害(水害・土砂災害・渇水)に対するレジリエンスの向上」を目指すことで、「いのちと恵みをはぐくむ「浜名湖」と生きる」の実現に取り組む。

計画の特徴	対象地域	実施体制	施策分野
<p>気象、地形、土地利用などの関連データを活用した「水循環解析調査」により水源涵養にとっての山林整備の重要性等を整理。山林や水の多面的機能の発揮と持続可能な林業経済の両立のため山林のゾーニング、他市町村等も含む利水域との広域連携による中間支援組織及び資金循環の仕組みづくりに取り組むことで「地域循環共生圏」の創造を推進。</p>	土佐町及び早明浦ダム・鏡ダムに係る流域	県、市町村、有識者、事業者、団体、住民	貯留・涵養、地域振興
<p>「水郷ひた」では、市、市民及び事業者が河川環境の保全等に対して最善を尽くすことを目的に、各々の責務や役割等を定めた「水郷ひた河川を美しくする条例」を令和3年に施行。計画では、重点プロジェクトとして本条例の周知や普及啓発等を通じ、健全な水循環を維持するための取組を推進。</p>	日田市全域	市町村、事業者、団体、住民	水質改善、教育・普及啓発、水辺空間
<p>豊富な自然が残る八坂川や希少生物であるカブトガニが生息し「日本の重要湿地500」に選定されている守江湾の干潟を有する本市では、森林から川、海につながる健全な水循環が、生き物の命を育む源であるということ的重要視し、流域マネジメントに取り組む。</p>	杵築市全域	市町村、有識者、事業者、団体、住民	水質改善、貯留・涵養、生態系
<p>県民・NPO、事業者、金融機関、行政機関などあらゆる主体の取組により、長野県の美しく豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくとともに、恵まれた環境を最大限に活かして、持続可能な社会の実現を目指している。</p>	長野県全域	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水質改善、地下水、貯留・涵養、生態系
<p>水循環が市内だけで完結する「魚津の水循環」について、様々な活動主体が連携し、広報や情報発信等を行い、水循環のまちとして県内外にPRを実施する。</p>	魚津市全域	市町村、事業者、団体、住民、その他（滞在者）	水循環、生態系、地域振興
<p>県立自然公園や名勝指定されている浜名湖の適切な水質の維持や水量の確保、水災害等の被害最小化に向けた河川や湖岸施設等の整備、圏域固有の生態系を育む干潟やアマモ場等の水環境の保全などの取組を実施。</p>	浜松市の一部と湖西市全域	県、政令指定都市、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水質、水量、防災・減災、生態系、地域振興

図表 A. 14 水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する計画(11/12)

No.	提出機関名	計画名	計画の概要
74	富士市	第三次富士市環境基本計画の一部	水質の監視・改善や地下水の維持・保全により「いきものと深くつながりめぐみあふれるまち」、適正な土地利用により「富士・愛鷹山麓からの恵みを大切にすまち」などを目指しつつ、2030年に富士市版「地域循環共生圏」である「ふじ・水循環共生圏2030」を目指す。
75	犬山市	第2次犬山市環境基本計画の一部	森林や農地保全による河川の流量維持や地下水・湧水の保全、汚濁負荷軽減による良好な水環境の維持などにより「健全な水循環系の構築」等を推進することで、「里山の恵みを守り育てるまち」を目指し、計画全体では「里山の自然と暮らしが調和した住み続けたいまち」を目指す。
76	出水市	出水市環境基本計画の一部	地下水かん養機能の確保等による水循環の確保や下水道の整備や排水対策による水質の改善と維持等により「住み続けられるまち」、湿地の保全・再生や学習事業等により「多様な自然に彩られたまち」などを目指しつつ、計画全体では将来像を「未来に羽ばたく環境都市みんなで守り育てる清らかなまち」として取り組む。
77	志布志市	第2次志布志市環境基本計画の一部	「水資源を守る」「水質を守る」「川や水辺を守る」「水辺の生き物を守る」といった4つの守るの実践等を推進し、次の世代に美しい自然を残すことを目指すとともに、計画全体では「美しい地球を子どもたちにものを大切に人を大切に、そして誰一人取り残さない」を将来像として取り組む。
78	ニセコ町	第3次ニセコ町環境基本計画の一部	水環境をはじめ、大気・騒音・振動・悪臭や、廃棄物など、日常生活に関わる良好な生活環境の維持や、本町を支える豊かな自然環境を守り、将来まで引き継いでいくために、生物多様性や水と緑の保全などに取り組むことで、「水環境のまちニセコ」を目指す。
79	大船渡市	大船渡湾水環境保全計画	公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進等による生活系排水対策、森林等の水源かん養機能の向上・保全等による水資源の確保、環境学習等の推進に取り組み、「みんなで環境と共生した心豊かな地域社会を築き、良好な大船渡湾の水環境」を将来の世代に継承することを目標とする。

計画の特徴	対象地域	実施体制	施策分野
「富士山の恵み」により発展を遂げつつ、公害問題にも取り組み、克服してきた富士市では、長期的な目標として2050年度の望ましい環境像を「富士山の恵みを、みんなで守り、育て、ともに生きるまち」として、「ふじ・水循環共生圏2030」に取り組む。	富士市全域	市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水源かん養、地下水、生態系保全
市域の3分の2を占める里山、ため池、河川などの保全や雨水の貯留に組み合わせ、地下水・湧水の保全を図る。さらに、グリーンインフラの推進や各種ハザードマップの周知による防災・減災力の強化対策を進める。	犬山市全域	市町村、有識者、事業者、団体、住民	貯留・涵養、水質改善、防災・減災
地下水も含めた豊かな水の保全の他、ラムサール条約湿地へ登録されている「出水ツルの越冬地」に係る保全や、過去の水災害も踏まえ、ハード整備やEco-DRR推進に組み合わせ気候変動や地球温暖化への適応策も実施。	出水市全域	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	地下水、防災・減災、生態系保全
地下水は水道水源になっているだけでなく、ウナギ、マスなどの養殖、ミネラルウォーター製造などの産業にも利用されており、近隣市町村、民間団体、市民等とのパートナーシップの充実・強化を行いつつ、4つの守るを実践することで、環境・経済・社会の総合的向上を図る	志布志市全域	市町村、有識者、事業者、団体、住民	地下水、水質
河川や地下水などの水環境や、世界でも注目を集めるパウダースノーなど、まちの基盤である自然資源について、将来に渡って適切に守り、活かしていくため、町民だけでなく、観光事業者や観光客に対しても理解促進を推進。	ニセコ町全域	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	地下水、水環境、景観
大船渡湾は閉鎖性水域であり、水質が環境基準を超過する傾向も見られたため、市民や事業者等に課題を示しつつ、排水対策等を重点施策に位置づけて理解と協力を求めるとともに、諸活動を適切に支援・誘導することを目指す。	大船渡湾及びその流域	県、市町村、国、事業者、団体、住民	水環境、水源かん養

図表 A. 15 水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する計画(12/12)

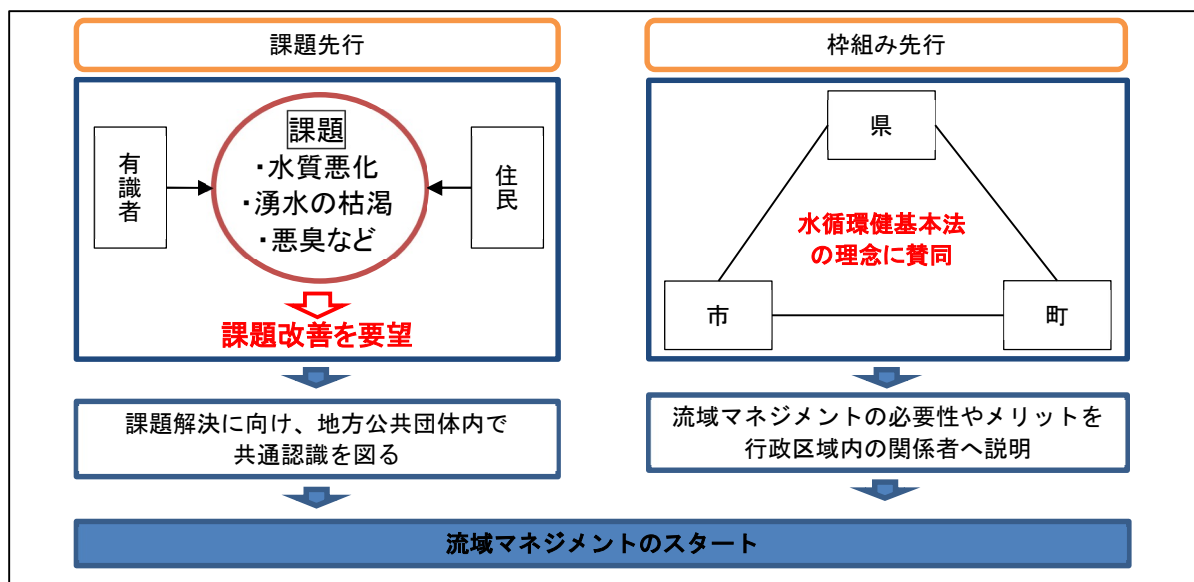
No.	提出 機関名	計画名	計画の概要
80	秋田県	秋田県「水と緑」の基本計画	人と自然との共生を目的に「健全な生態系の維持・回復」「良好な景観の形成」「人と自然との豊かなふれあい」に取り組むこととし、「河川・海岸・湖沼」では生物多様性の確保や親水空間の整備等、「ため池・農業用排水路」では農山村の保全・回復等にも取り組む。
81、 82	静岡市 ①②	①第3次静岡市環境基本計画の一部、 ②しずおか水ビジョン	「市環境基本計画」では水質汚濁対策や地下水源保全などによる良質な水環境の保全、治山事業や洪水ハザードマップの普及等による気候変動への適応策等を推進。「しずおか水ビジョン」で上下水道施設の強靱化等を推進。
83	静岡県	太田川圏域流域水循環計画	水質、水量、災害・治水、自然環境、暮らしの5つの分野で取組を推進し、目標を達成するため24の施策を実施。流域治水・水利用・流域環境の間の相乗効果や利益相反の関係に留意し、施策間の相互調整を図ることで、流域全体での水循環の最適化を目指す「流域総合水管理」を推進し、「暮らしと豊かな自然が共存する太田川圏域を守る」の実現に取り組む。
84	仙台市	広瀬川創生プラン（2025-2034）	「杜の都・仙台」のシンボルである広瀬川の魅力を次世代に引き継いでいくことを目的に、「自然環境の保全」、「広瀬川との共生」、「市民協働」の3つの基本理念を定め、それらを達成するための基本目標や施策の方向性を示した行動計画。
85	八王子市	八王子市水循環計画	“人と水との良き環をつくり次世代へ水の恵みをつなげていく”を基本理念に「環境」「利水」「治水」の3視点のバランスをとりながら魅力のあるまちづくりに取り組む「八王子・水のまちづくり」を基本的考え方として、健全な水循環系の再生を推進。

計画の特徴	対象地域	実施体制	施策分野
市町村、県民、事業者等との綿密な連携・協働により、森林、河川等、ため池等におけるハード・ソフト施策と県民の理解を促進する施策を推進。	秋田県全域	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	生態系、水辺空間
「市環境基本計画」では市内を都市計画区域、都市計画区域外、国定公園などの特定区域に区分し、特性に応じた対策を推進。「しずおか水ビジョン」では、過去の自然災害による取水不良や将来起こりうる地震等を踏まえ、災害時等の対応や体制の確立を実施。	静岡市全域	県、政令指定都市、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水質改善、地下水保全、上下水道施設
全ての施策間の関係性（相乗効果が発現されうる施策、相互に調整が必要な施策）を明示。さらに、相互に調整が必要な施策については調整方法を明示。例：河川整備計画や河川整備基本方針に基づく生息環境への配慮（瀬淵の保全・復元、砂州・干潟の保全、ワンドの創出等）。	磐田市の一部、掛川市の一部、袋井市、森町	県、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	水質、水量、防災・減災、生態系、地域振興
広瀬川流域を対象に、市民やNPO、行政などの多様な主体が連携しながら自然環境の保全や安全・安心な川づくり、新たな魅力の創出に取り組むための行動計画で、各主体に期待する役割や取組事業の支援内容について具体的に明示。	広瀬川流域	県、政令指定都市、国、有識者、事業者、団体、住民	水環境、治水、利水・雨水・再生水、水インフラ
“人と水との良き環をつくり次世代へ水の恵みをつなげていく”を基本理念に「環境」「利水」「治水」の3視点のバランスをとりながら魅力のあるまちづくりに取り組む「八王子・水のまちづくり」を基本的考え方として、健全な水循環系の再生を推進。	八王子市全域	都、市町村、国、有識者、事業者、団体、住民	地下水、湧水、利水、治水

## 参考-4 流域マネジメントの参考資料

(流域マネジメント着手の契機)

図表 A. 16 流域マネジメント着手の経緯



### ○流域マネジメントの取組の契機となる課題等の整理

#### ①総合的な取組み

水循環基本法や地域の総合計画等を受け、地域の今後の水循環全般の保全・利用等を検討することを契機として着手。

#### ②水質改善

河川、閉鎖性水域（湖沼、海域等）の水質汚濁もしくは懸念されることなどを契機に着手。

#### ③効率的な水利用

水資源が乏しい地域において、水を効率的かつ有効に利用する必要性から着手。

#### ④湧水の保全

都市化などに伴う湧水の枯渇もしくは懸念されることなどを契機に着手。

#### ⑤地下水の保全と利用推進

資源としての地下水の枯渇、地下水位の低下、水質の悪化もしくは懸念されることを契機に着手。

#### ⑥水インフラの戦略的更新

上水道、下水道、工業用水道、農業水利施設などの水インフラの老朽化・耐震化対策の必要を契機に着手。

#### ⑦地域振興

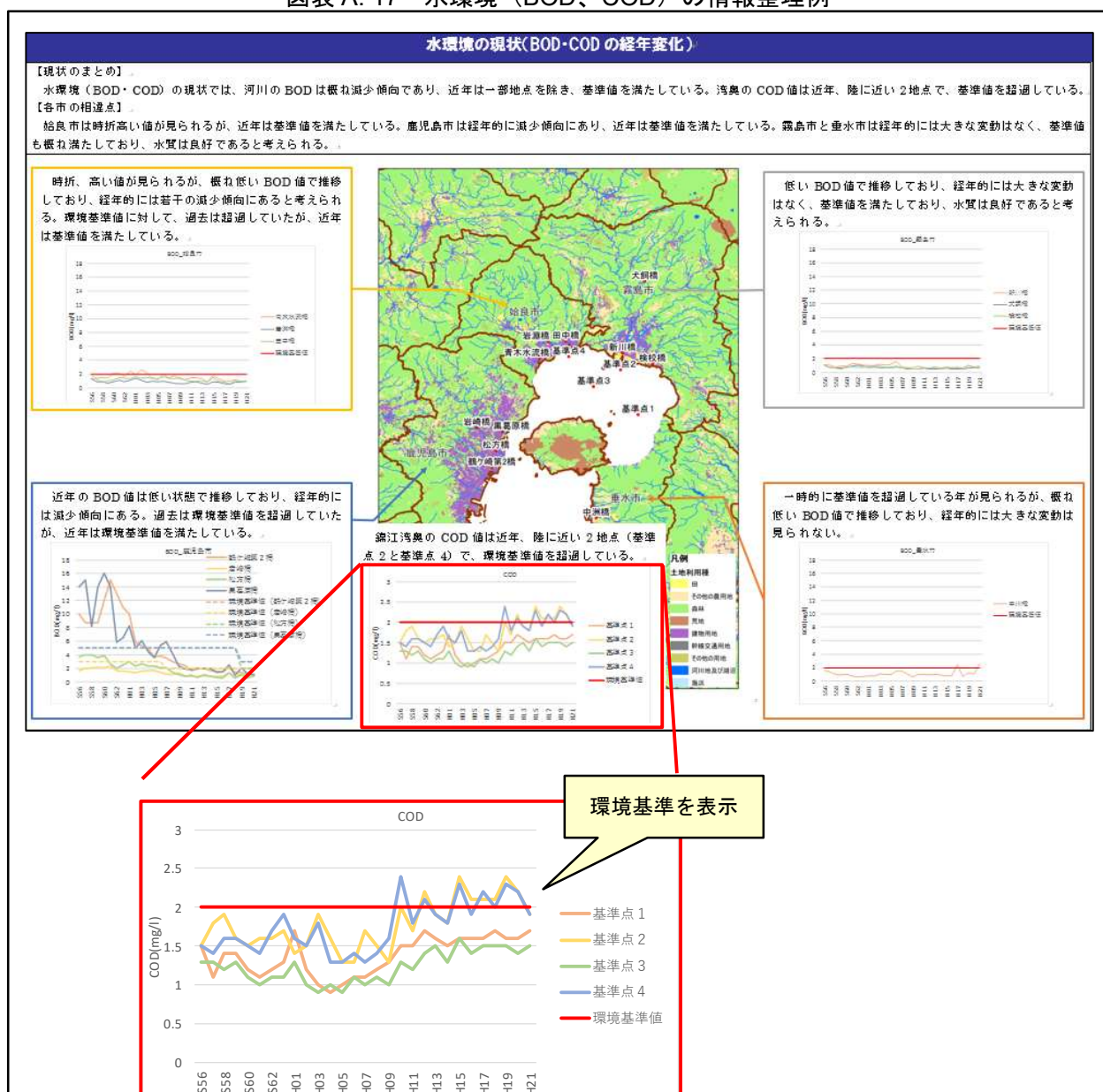
水資源等を地域振興などに活用し地域社会の活性化を推進することを契機に着手。

## 参考-5 状況把握参考資料

### (情報の整理事例)

○鹿児島県錦江湾奥における BOD、COD の経年変化の整理事例を図表 A. 17 に示します。実施範囲の地図を中心に表示し、観測地点と観測結果の経年変化図を地図の周囲に配置しています。観測結果の経年変化には環境基準値を重ねて表示しています。これらの作図方法は、分かりやすい情報整理の工夫として行っています。

図表 A. 17 水環境 (BOD、COD) の情報整理事例



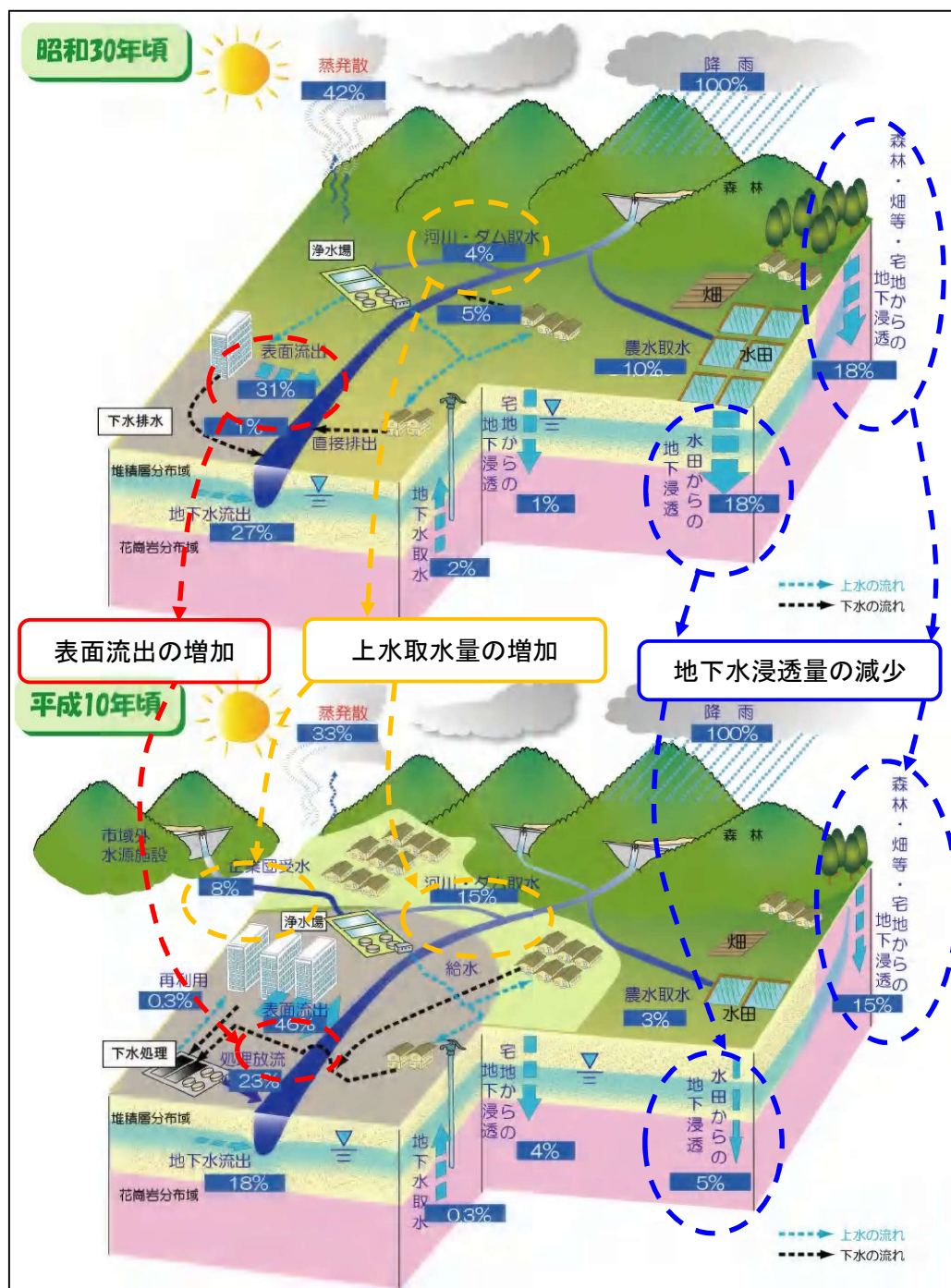
(出典:内閣官房水循環政策本部事務局)

## 参考-6 水循環に関する課題設定の参考資料

(現在と過去との比較による設定事例)

○図表 A. 18 に、福岡県福岡市による、昭和 30 年代と現在（計画策定時点）を対象に水収支を比較して課題を設定した事例を示します。

図表 A. 18 水収支より課題を設定した事例



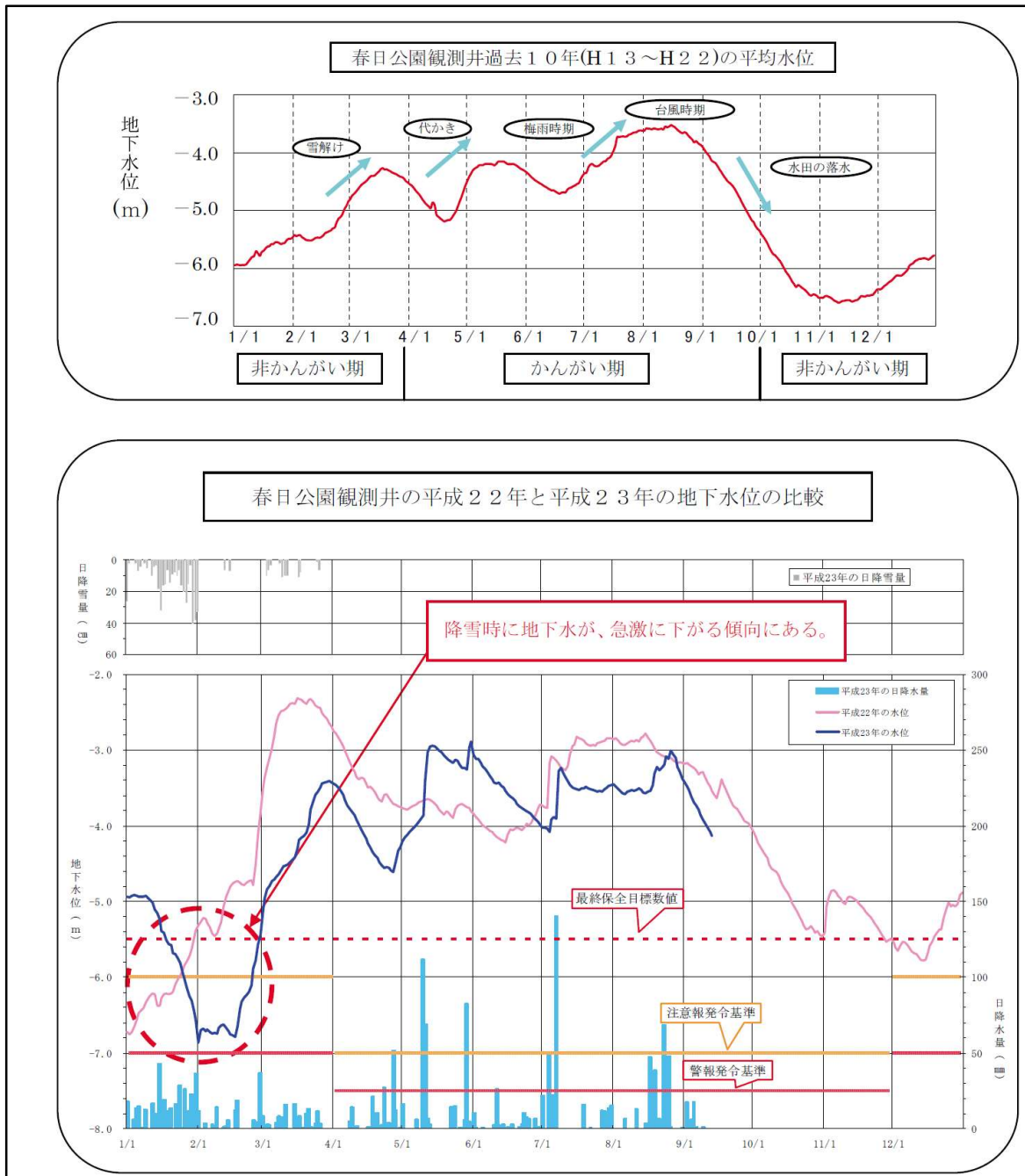
(出典:福岡市水循環型都市づくり基本構想

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/mizushigen/opinion/documents/mizujoyunkan.pdf>)

(季節変化に着目した設定事例)

○図表 A. 19 に、福井県大野市による、年間の地下水位の季節変化に着目した地下水位の低下要因の分析を課題設定にいかした事例を示します。

図表 A. 19 季節変化に着目した課題設定事例



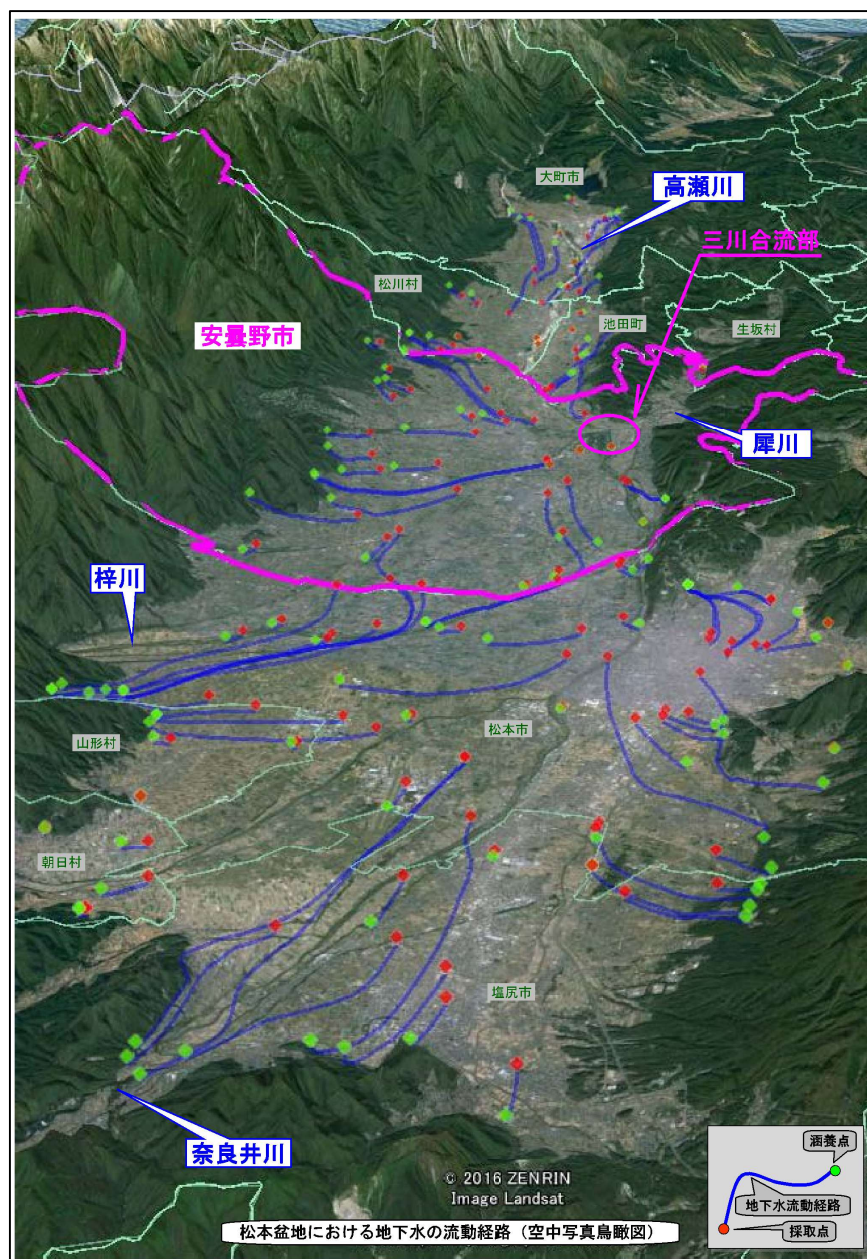
(出典: 越前おおの湧水文化再生計画 <https://www.city.ono.fukui.jp/kurashi/kankyo-sumai/mizujunkan/chikasuikeikaku/index.files/yuusuibunnkasaiseikeikaku.pdf>)

## 参考-7 実施範囲の設定の参考資料

### (実施範囲の設定の具体事例)

- 「安曇野市水環境基本計画」では、安曇野市を実施範囲としています。図表 A. 20 で分かる通り、安曇野市は松本盆地の一部エリアのみを占めています。松本盆地が一つの地下水盆であるため、実施範囲である安曇野市だけでなく地下水盆の水循環に影響を及ぼす範囲を対象に、地下水流動等の情報の整理を行っています。

図表 A. 20 松本盆地全体と安曇野市の地下水流動の整理例



(出典: 安曇野市水環境基本計画 <https://www.city.azumino.nagano.jp/uploaded/attachment/54431.pdf>)

## 参考-8 流域水循環協議会の参画主体と構造の参考資料

### (特定の地方公共団体が主導的役割を果たす事例)

○複数の地方公共団体が計画策定主体となる計画としては、都城盆地では宮崎県、鹿児島県が、主導的な役割を担っており、宮崎県・鹿児島県の事務局担当部局が調整機能を担っています。

#### 都城盆地硝酸性窒素削減対策基本計画 抜粋

##### (1) 都城市・三股町・山之口町・高城町・山田町・高崎町・高原町・財部町及び末吉町の役割

盆地内1市8町はこの基本計画に基づき、硝酸性窒素削減対策及び飲用水対策を推進します。実施体制の確立、財源の確保、住民への周知などを確実にを行います。また、水質の改善状況や対策効果の把握を行います。

啓発活動に関しては、地域や農村集落などグループ単位での積極的な啓発を行います。更に住民の意識や動向を正確に把握し、より効果的な啓発を行えるよう努力します。

##### (2) 宮崎県・鹿児島県の役割

宮崎県・鹿児島県は、この基本計画に基づく総合的な施策の推進を図るとともに、お互いの情報や市町との情報交換を密に行い、実施状況の把握・各事業実施時の調整など、進行管理を行います。

硝酸性窒素削減対策に関連した国や他県の動きや仕組みについて、積極的に情報収集を行うとともに、これらの情報を市町に提供します。

広域的に行うことが必要な啓発や、環境保全を目的とした民間団体等との連携を強化し、自主的な活動への広がりを促進します。

### (参画する地方公共団体が平等に役割を担う事例)

○「錦江湾奥会議」(鹿児島市、垂水市、霧島市、始良市)では錦江湾沿岸の4つの市が計画策定主体として参画しています。各市が環境、防災、観光、広報の4つの部会のうち一つずつの部会の幹事を持ち回りで担当し、4つの地方公共団体が等しく主導権を発揮するような組織運営を行っています。これにより、全ての地方公共団体が役割と責任を分担しながら主体的に参画することとなり、組織全体の意識向上や問題認識の共有につながる効果が期待されます。

図表 A.21 錦江湾奥会議の開催の様子



(錦江湾奥会議 HP、<https://www.city-kirishima.jp/kikaku/shise/kaigi/kinkowano/naiyo.html>)

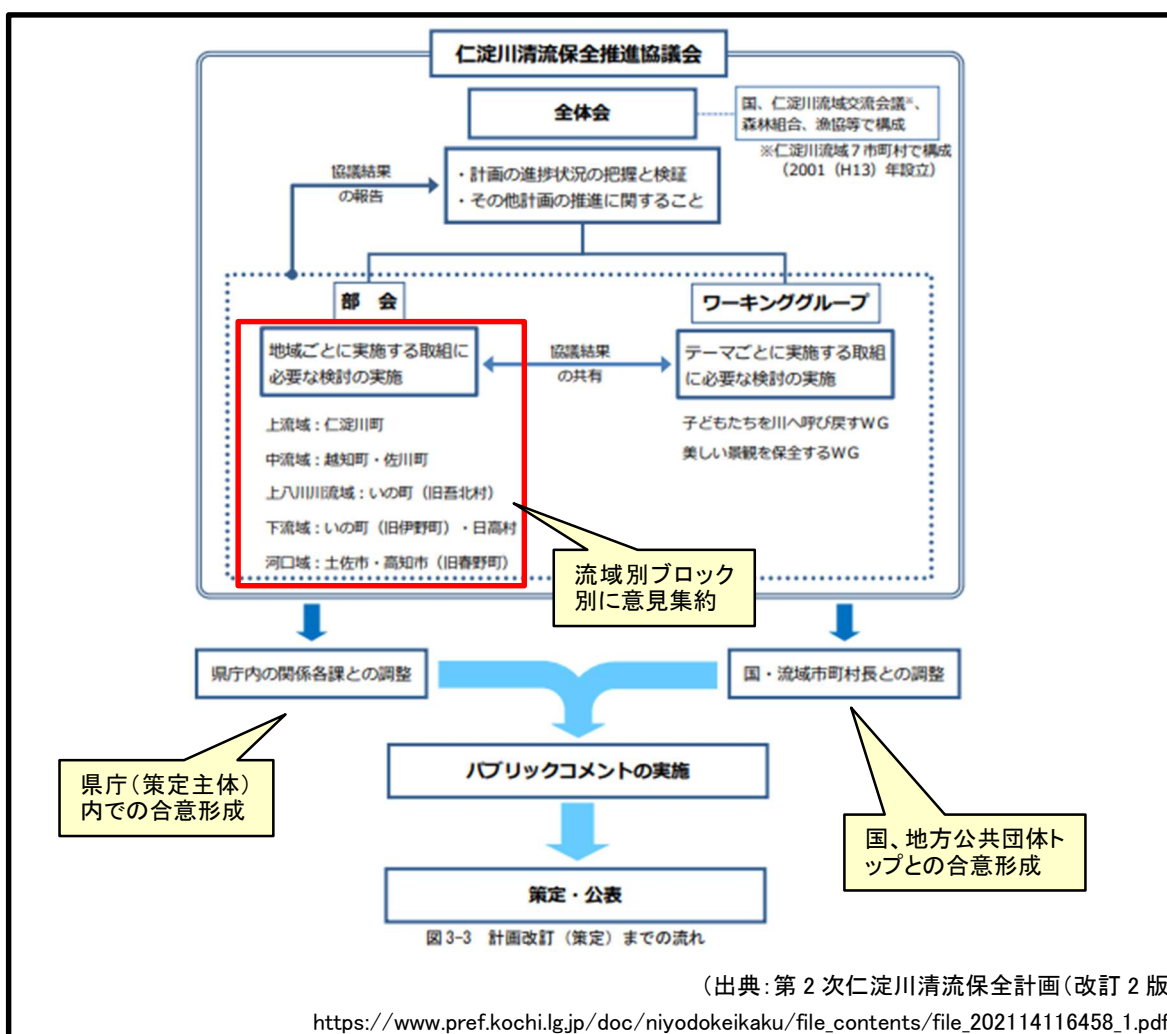
## 参考-9 流域マネジメントにおける合意形成の参考資料

### (主体のグルーピングによる合意形成の事例)

○第2次仁淀川清流保全計画(改訂2版)(高知県)では、流域住民、活動団体、行政等の意見を幅広く反映するようにしました。仁淀川清流保全推進協議会では部会(5つのブロック(上流域、中流域、上八川川流域、下流域、河口域))において、地域ごとの課題を共有し、課題解決に向けた検討を行いました。また、今回の改訂からシンポジウムのワークショップでの提案をもとに、「ワーキンググループ(以下、WG)」を立ち上げ、流域の住民が率先して取り組むべき課題についてWGで検討した内容についても反映しています。

○これら部会とWGの協議結果を反映した計画を仁淀川清流保全推進協議会としてとりまとめ、国・流域市町村及び県庁内の関係各課の調整、加えて、パブリックコメントを実施し、広く県民の意見を反映させて策定・公表しています。

図表 A. 22 流域ブロック区分によるワーキンググループの事例

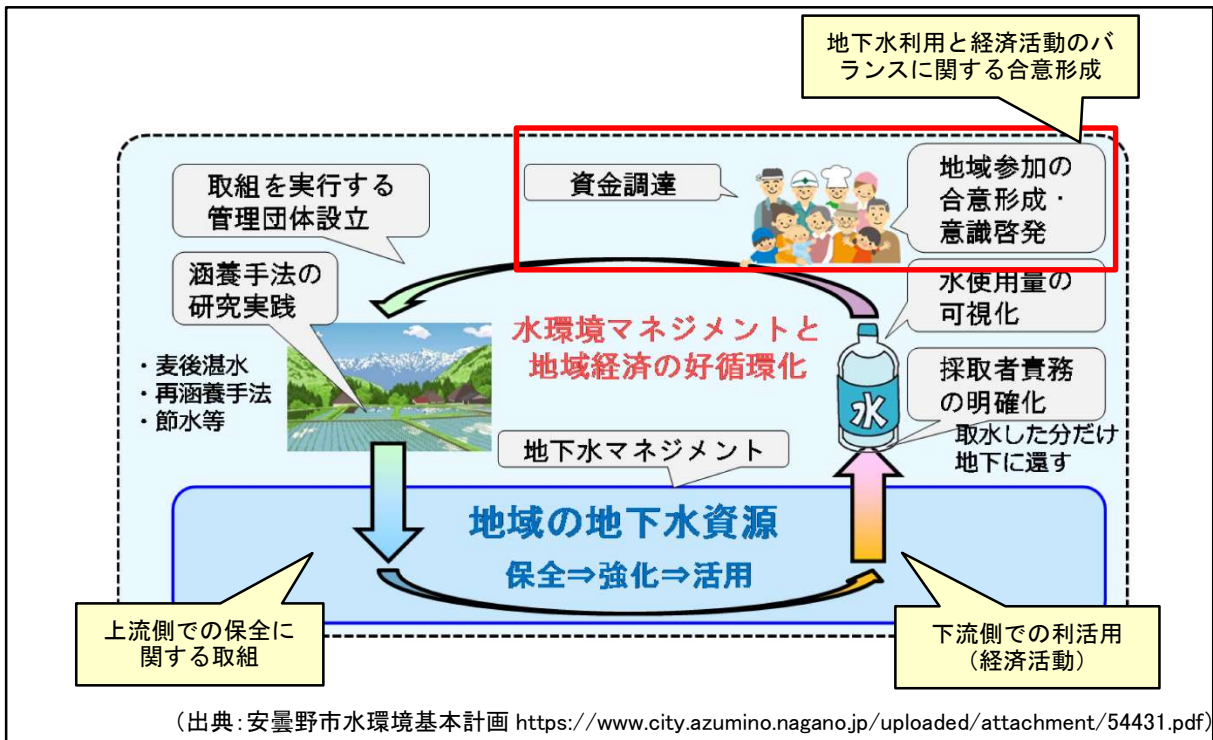


(上下流での合意形成の具体的事例)

○河川や地下水盆の上下流域の地域間では利害関係の対立がみられることが多く、上流側でのかん養量減少が下流側での水位低下につながったり、上流側での過剰取水が下流側での水位低下や塩水化といった問題を引き起こしたりします。また、上流側での農業や畜産業の活動により、硝酸性窒素汚染が引き起こされ、下流側での地下水利用者へ影響を与えるといった汚染原因者と利用者間の利害対立の構造が見られる場合もあります。

○安曇野市水環境基本計画（安曇野市）では、上下流の関係者間による利害の対立への対応として、以下に示すように、地下水利用、経済活動などのバランスをどのように取るかに焦点を絞った合意形成を図る努力がなされています。

図表 A. 23 上下流間での合意形成の事例



(パブリックコメントによる意見収集と反映事例)

○計画策定時にその内容について住民から意見を収集する方法として、パブリックコメントがあります。パブリックコメントに反応して意見を寄せるのは関心のある一部の住民・団体であることがほとんどですが、計画書に貴重な意見として丁寧に回答を掲載するなどして、住民意見を重視しているというメッセージを伝えることが重要です。

図表 A.24 パブリックコメントによる意見収集と回答の事例

**パブリックコメントの結果**  
**【実施期間】**平成23年8月1日(月)から8月15日(月)  
**【意見数】**1団体3人から12件

市の考え方を提示

No	項目	意見の概要	市の考え方	修正内容
1	地下水位の上昇に向けた具体的施策	水力発電に水を取られているので、河川維持流量・正常流量の増量に関係機関の支援を求め、河川からのかん養を増やす。	第Ⅶ章 1 (1) ②「河川からのかん養」において、河川維持流量の増加を図るため関係機関との協議を進めていきたいと考えている。(第Ⅶ章 1 - (1) - ②)	修正なし
2		水田湛水や人口かん養の面積を拡大する。また、用水路の雨水浸透を高める工事をする。	本計画において第Ⅶ章 1 (1) ①「水田からのかん養」で水田湛水の拡大を図っていくこと。また、③「雨水を活用したかん養」で生活用排水路や農業用排水路などの改修にあたっては、底部の透水化を実施することにより地下水流入量の増加を考えている。(第Ⅶ章 1 - (1) - ①、③)	修正なし
3		冬期における融雪装置の利用禁止や全戸に水量メーターの設置。	大野市地下水保全条例において、融雪のための地下水汲み上げを禁止しており、本計画ではさらなる制度の徹底を図っていきたいと考えている。水量メーターについては、公共下水道の整備に合わせ水量器を設置し地下水の汲み上げ量を抑制していきたいと考えている。(第Ⅶ章 1 - (2) - ②)	修正なし
4		新堀川や赤根川へ漏れ出す泉町周辺の地下水を、遮水壁で地下水流出を食い止める工事をする。	第Ⅶ章 1 (2) ③「地下水流出防止対策の調査研究」で止水壁の効果について調査研究し、市街地北部や湧水地付近の帯水層での可能性について検討していきたいと考えている。(第Ⅶ章 1 - (2) - ③)	修正なし
5		河川や用排水路の改修により、川床から地下への浸透をはかる。	第Ⅶ章 1 (1) ②「河川からのかん養」で河川環境の改善を図るため関係機関との協議を進めていくことを考えている。(第Ⅶ章 1 - (1) - ②)	修正なし
6		長期的には山に広葉樹を植えて保水力を高める。	意見を踏まえ、文章を追加。	第Ⅶ章 1 (1) ②「河川からのかん養」に次のとおり追加記載をする。 ○森林の持つ保水機能は、河川の地下水かん養能力を高めることも期待されるため、その機能を維持する水源保全林の適正な管理に努める。 <b>【主な施策】</b> ・水源保全林の適正な管理《年間施策》 ※大野市地下水保全管理計画において市街地南部の森林を水源保全林として設定している。

意見を踏まえた修正もあり得る

(出典: 越前おおの湧水文化再生計画 <https://www.city.ono.fukui.jp/kurashi/kankyo-sumai/mizujunkan/chikasuikeikaku/index.files/yuusuibunnkasaiseikeikaku.pdf>)

○印旛沼流域では、水循環健全化の取組や計画を住民に知ってもらい、一緒に行動していくことを目的として、「わいわい会議」と呼ばれる会議を開催しました。住民と行政の意見交換の場として、テーマごとに分科会を設け、活発な意見交換が行われました。この会議で出された意見は、印旛沼流域水循環健全化会議に対する提言書にとりまとめられ、計画書にも反映されています。

図表 A. 25 市民意見の反映事例



(出典: 印旛沼流域水循環健全化計画・第3期行動計画 [https://inba-numa.com/wp-content/uploads/2022/03/kenzenka\\_2022.pdf](https://inba-numa.com/wp-content/uploads/2022/03/kenzenka_2022.pdf))